

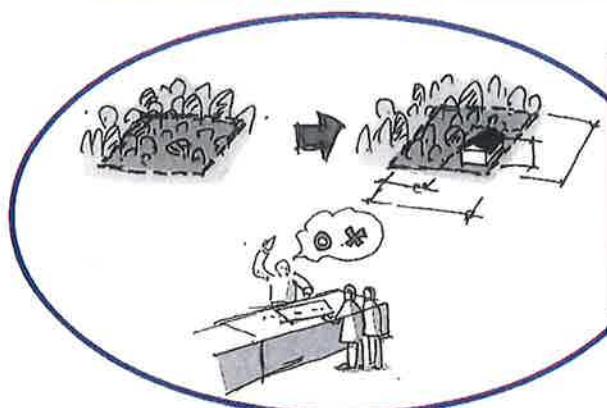
1

美しいむらづくり条例の趣旨

美しいむらづくり条例（以下、条例）は、美しいむらづくり、すなわち「優れた自然環境、伝統と文化、及び健康で快適な生活環境を守り、育てること」を進めるために定められました。

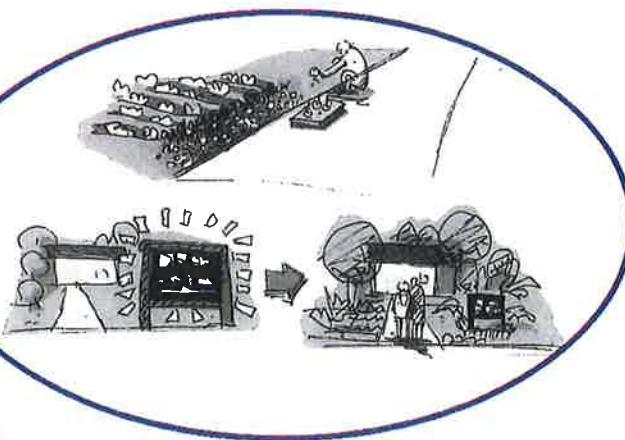
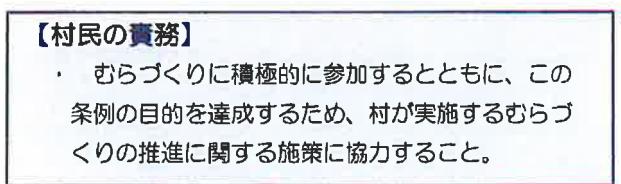
この条例の主な内容は、以下のとおりです。

1. 自然環境、生活環境の保全に関する村、村民、事業者の**責務**
2. 建築物・工作物の建築、土地の形質の変更などの行為に対する**規制の内容**
3. 美しいむらづくりの推進に関する**助成、表彰**



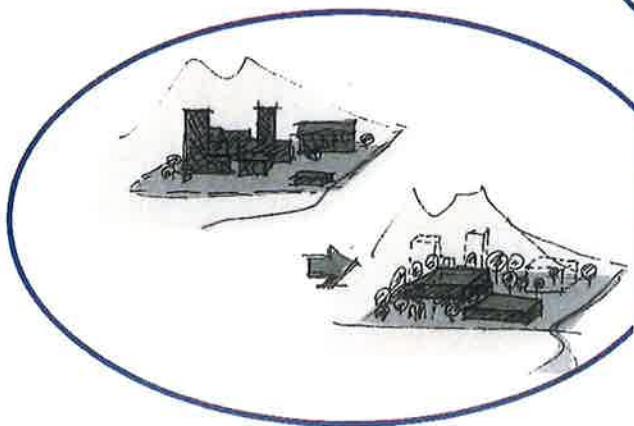
【村の責務】

- ・ 自然環境、生活環境の保全に関する規制及び調整を図ること。
- ・ 村内行為に関する必要な規制及び調整を図ること。
- ・ 廃棄物の処理に関する総合的な施策を講じること。
- ・ その他むらづくりの推進に関する施策を講じること。



【事業者の責務】

- ・ この条例の目的を達成するため、村が実施するむらづくりのための推進に関する施策に協力すること。



2

目指すべき姿

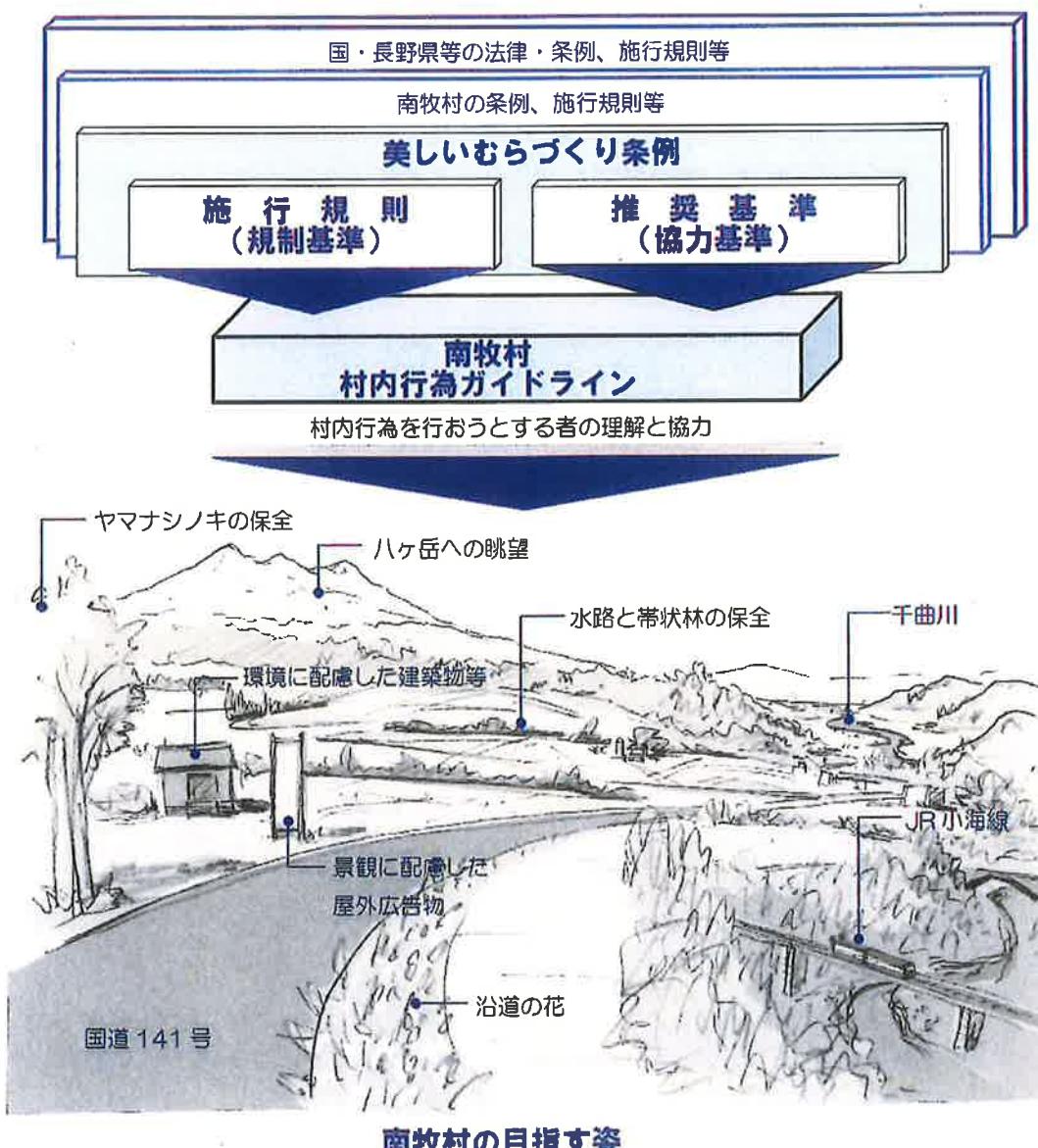
- ・ 村では、地域の自然と地域経済を基盤とした土地利用のバランスを保ち、「むらづくり」を進めていくために、自然特性・社会特性と村の方針に基づき自然を守るべき地区、景観を大切にする地区など村内の土地利用を6つの地区に分類しました。
- ・ それぞれの地区ごとに、「むらづくり」における「目指すべき姿」を設定しています。
- ・ 村内行為の基準は、「目指すべき姿」を実現化するために、村全域にかかるものと、地区ごとに定めるものに分けて設定しています。
- ・ 「土地利用計画区分図」は、役場窓口にて配布する予定です。

地区名称	目指すべき姿
自然環境保全地区 	<ul style="list-style-type: none">・ 自然環境が荒廃した場合に行う保全対策を除いて、自然環境の改変を行わない地区。
別荘地地区 	<ul style="list-style-type: none">・ 現状の良好な別荘地環境を維持し続ける地区。
野辺山原地区 	<ul style="list-style-type: none">・ 農業環境を維持するものとし、耕作放棄地を在続させない対策を進める地区。
国道141号沿道地区 	<ul style="list-style-type: none">・ 沿道フローラーオアシスの充実及び違法屋外広告物の撤去への働きかけを進め、村を代表する洗練された沿道環境を目指す地区。
既成集落地区 	<ul style="list-style-type: none">・ 現状の農村景観を維持し続ける地区。
一般山林地区 	<ul style="list-style-type: none">・ 日常的な景観であるため、村において最も身近な存在であり、林業の衰退に対して積極的に取り組んでいく地区。

3

村内行為ガイドライン作成の目的

- ・ 村内行為ガイドラインは、条例、条例施行規則（以下、施行規則）及び美しいむらづくりを進める上で推奨基準をわかりやすく解説することを目的としています。
- ・ 施行規則は、対象となる行為すべてにおいて、これに従うことが求められる約束事です。
- ・ 推奨基準とは、皆で協力してさらに美しいむらづくりを実現するためのものです。
- ・ このガイドラインを、村民や事業者の皆さんに十分理解していただき、皆さんと共に「美しいむらづくり」を推進していきたいと考えております。



4

用語の意義

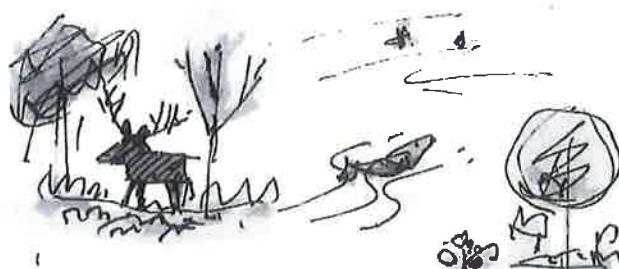
条例中、用語の意義を以下のように定めています。

【自然環境】

- ・ 自然資源の景観を含む、自然の生態系をめぐる環境。



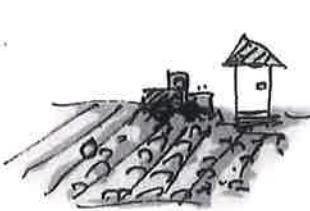
・ 山岳、渓谷、河川、湖沼、森林など



・ 土地、大気、水、動植物など

【生活環境】

- ・ 人の生活に関係のある環境。
- ・ 人の生活に密接に関係のある財産を含む。



・ 農地



・ 牧場



・ 道路



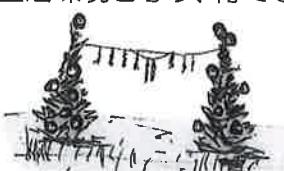
・ 宅地と建築物

【むらづくり】

- ・ 優れた自然環境、伝統と文化、及び健康で快適な生活環境を守り、育てること。



・ 優れた自然環境



・ 伝統と文化



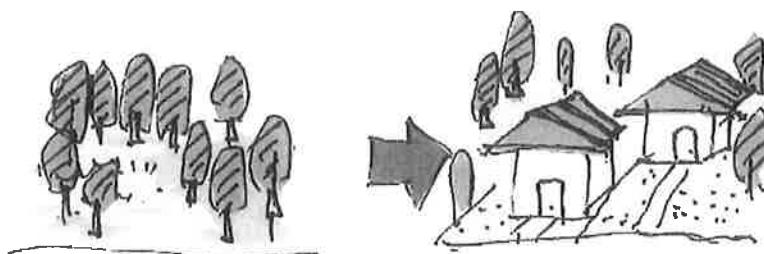
・ 健康な生活環境



・ 快適な生活環境

【村内行為】

- ・ 建築物その他屋外広告物などの工作物を建築又は設置する行為。
- ・ 土地の形質を変更若しくは土地利用を変更する行為又はこれらに類する行為。



- ・ 今まで林野であったものを、
- ・ 切り開き、別荘地とする。



- ・ 農地として利用してきた土地に、
- ・ 土地の形質を変えずに植林を行う。
- ・ 又は、
- ・ 一時的に、工事作業用の小屋を建てる、作業用道具を設置する。



- ・ 農地として利用してきた土地から、
- ・ 砂利を採取する。

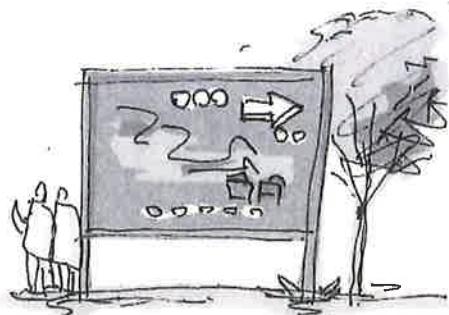
【屋外広告物】

・常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもの。

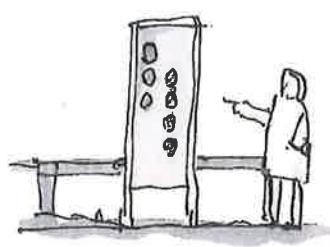
1. 看板、立看板、はり紙及びはり札。
2. 広告塔、廣告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの。
3. 1及び2に類するもの。



・屋外で公衆に表示されているもの



・看板



・立看板



・はり紙、はり札



・廣告塔



・廣告板



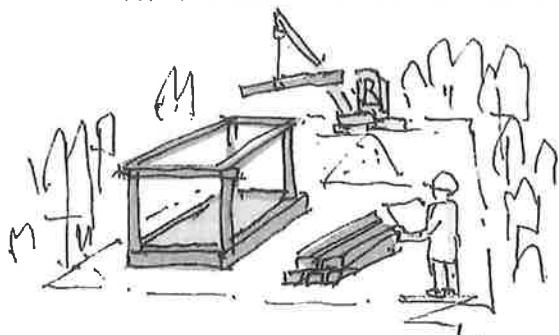
・建物等に掲出されたもの

【村民】

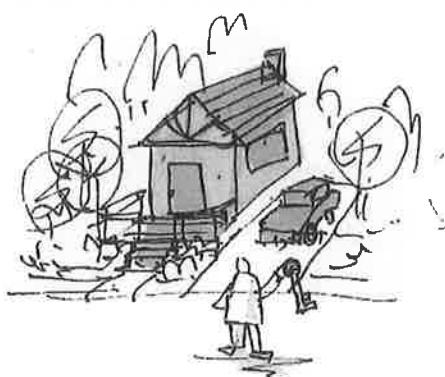
- ・ 村内に住所若しくは、居所を有している者。
- ・ 村内にある土地若しくは建築物等を所有、管理、使用する者。

【事業者】

- ・ 村内行為を行おうとする者。
- ・ 村内行為にかかる土地若しくは建築物等を所有、管理、使用する者。



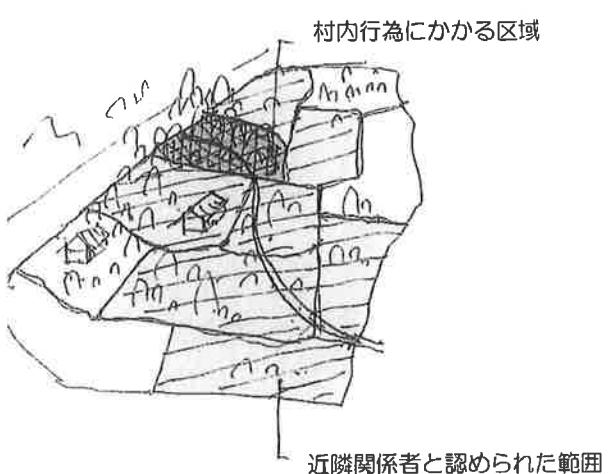
・ 村内行為を行おうとする者



・ 土地若しくは、建築物等を所有、管理、使用する者

【近隣関係者】

- ・ 村内行為にかかる区域に隣接する土地又は建築物等を所有、管理、使用する者。
- ・ 村内行為によって生じる排水によって著しい影響を受けると村長が認めた者。
- ・ その他村内行為によって特に著しい影響を受けると村長が認めた者。

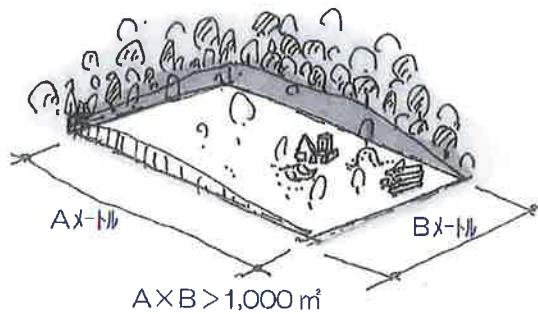


5 条例の適用を受ける行為、及び適用が除外される行為

■適用対象

【土地の形質変更】

- ・ 宅地等の造成、土地の開墾その他土地の形質を変更する行為で、 $1,000\text{ m}^2$ を超えるもの。

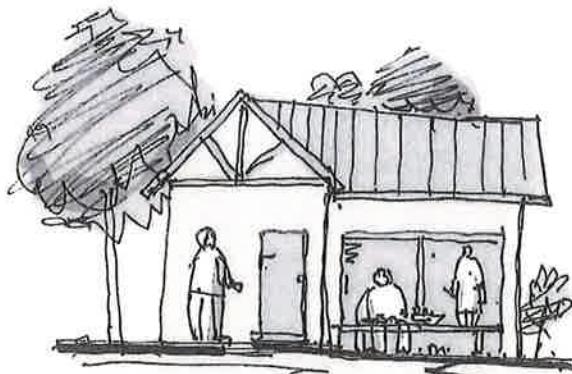


【建築物等の建築又は設置】

- ・ 建築物等を建築又は設置する行為で、増築又は改築によるものも適用対象となる。
- ・ 敷地面積が、「別荘地地区」においては $1,000\text{ m}^2$ 、「野辺山原地区」「国道 141 号沿道地区」及び「一般山林地区」においては 330 m^2 、「既成集落地区」においては 200 m^2 を超えるものとする。



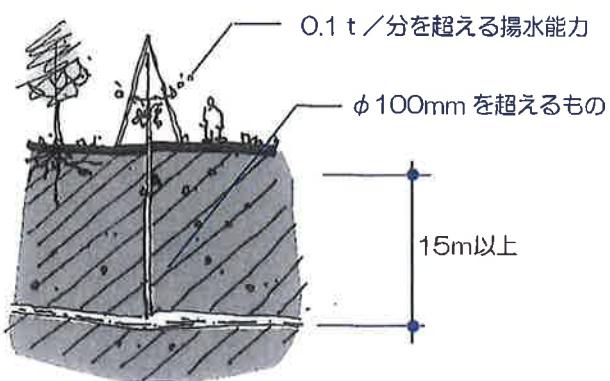
新築



改築

【地下水開発】

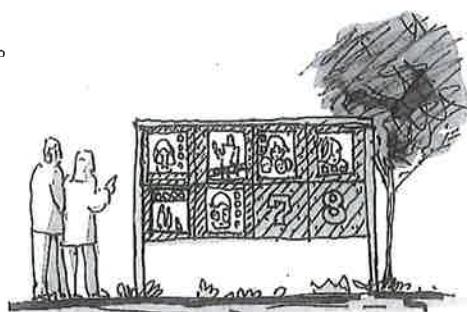
- ・ 深さ 15 メートル以上削井するもの。
- ・ ケーシングの径が 100 ミリメートルを超えるもの。
- ・ 揚水ポンプの能力が毎分 0.1 トンを超えるもの。



【屋外広告物】

- 以下の①～⑥を除く屋外広告物を設置する行為。

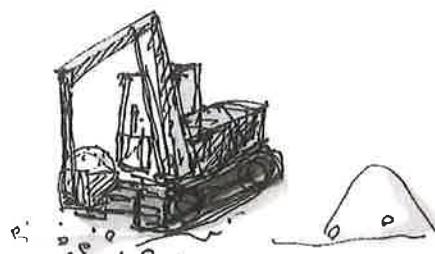
- ① 公職選挙法その他法令の規定に基づく選挙運動のために設置するもの。
- ② 法令又は村条例により設置を義務付けられたもの。
- ③ 国又は地方公共団体が設置するもの。
- ④ 祭典その他年中行事等のために設置するもの。
- ⑤ 自己の氏名又は事業について、自己の住居、事務所、営業所等に表示するもの。
- ⑥ 営利を目的にしないもので、片面の表示面積が2m²以下のもの。



選挙運動のために設置する屋外広告物は、対象外

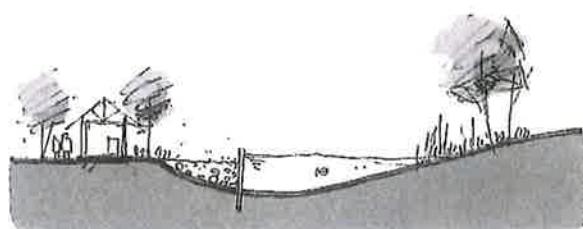
【土石の採取】

- 土石を採取する行為。



【水面の埋立等】

- 水面の埋立て又は干拓する行為。



【村長が認めたもの】

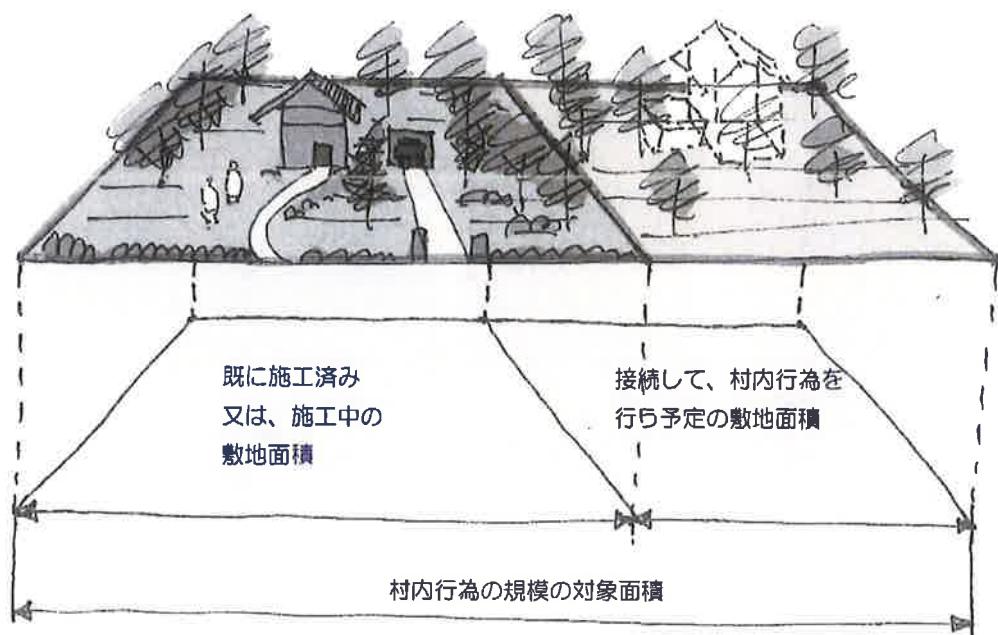
- その他村長がむらづくりを推進する上で、特に影響があると認めたもの。



【接続した村内行為】

- 同一の事業者が、既に施工した村内行為又は施工中の村内行為に接続して更に村内行為を行う場合には、そのすべての面積を規模の対象とする。
- 村内行為と対象面積規模の関係は、以下のとおりとする。

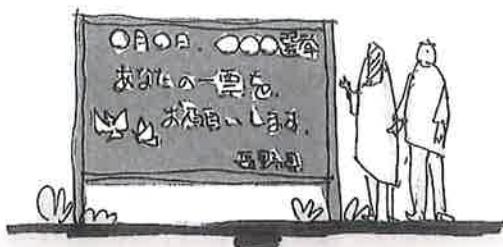
村内行為	対象面積規模	
土地の形質変更	1,000 m ² 超	
建築物等の建築 又は設置	別荘地地区	1,000 m ² 超
	野辺山原地区	
	国道 141 号沿道地区	330 m ² 超
	一般山林地区	
	既成集落地区	200 m ² 超



■適用除外

条例が適用されない村内行為は、以下の3項目です。

- ・ 国又は地方公共団体が行う村内行為。
- ・ 単なる土地の分合筆のみを目的とした、土地の権利区画を変更する行為。
- ・ 専ら自ら通年居住するための住宅（店舗併用住宅を除く）を建築する行為。



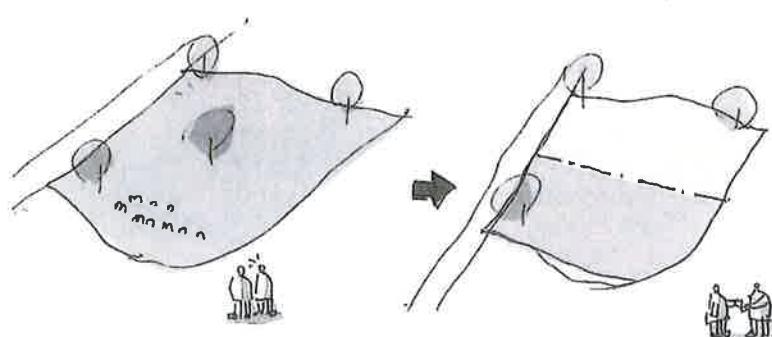
国又は地方公共団体が行う村内行為は、条例の適用除外



専ら自ら通年居住するための住宅を建築する行為は、条例の適用除外



店舗併用住宅を建築する行為は、条例の適用対象



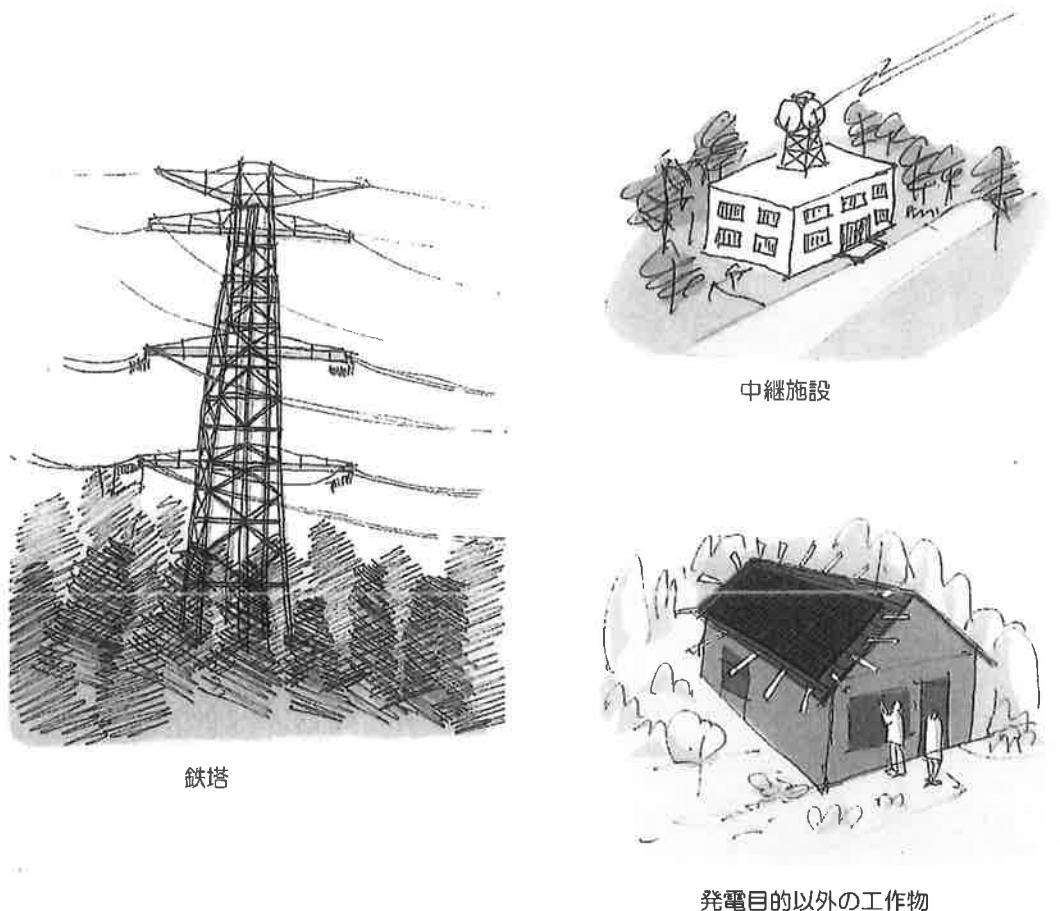
単なる土地の分合筆のみを目的とした土地の権利区分を変更する行為は、条例の適用除外

■村内行為手続きの適用が除外される行為

条例第12条ほかで定める事前協議などの手続きが適用除外となる村内行為は、以下の2項目です。

- ・ 電気通信事業法による認定電気通信事業の用に供する空中線系又は中継施設を設置する行為。
- ・ 電気事業法による一般電気事業、卸電気事業又は特定電気事業の用に供する電気工作物を設置する行為。

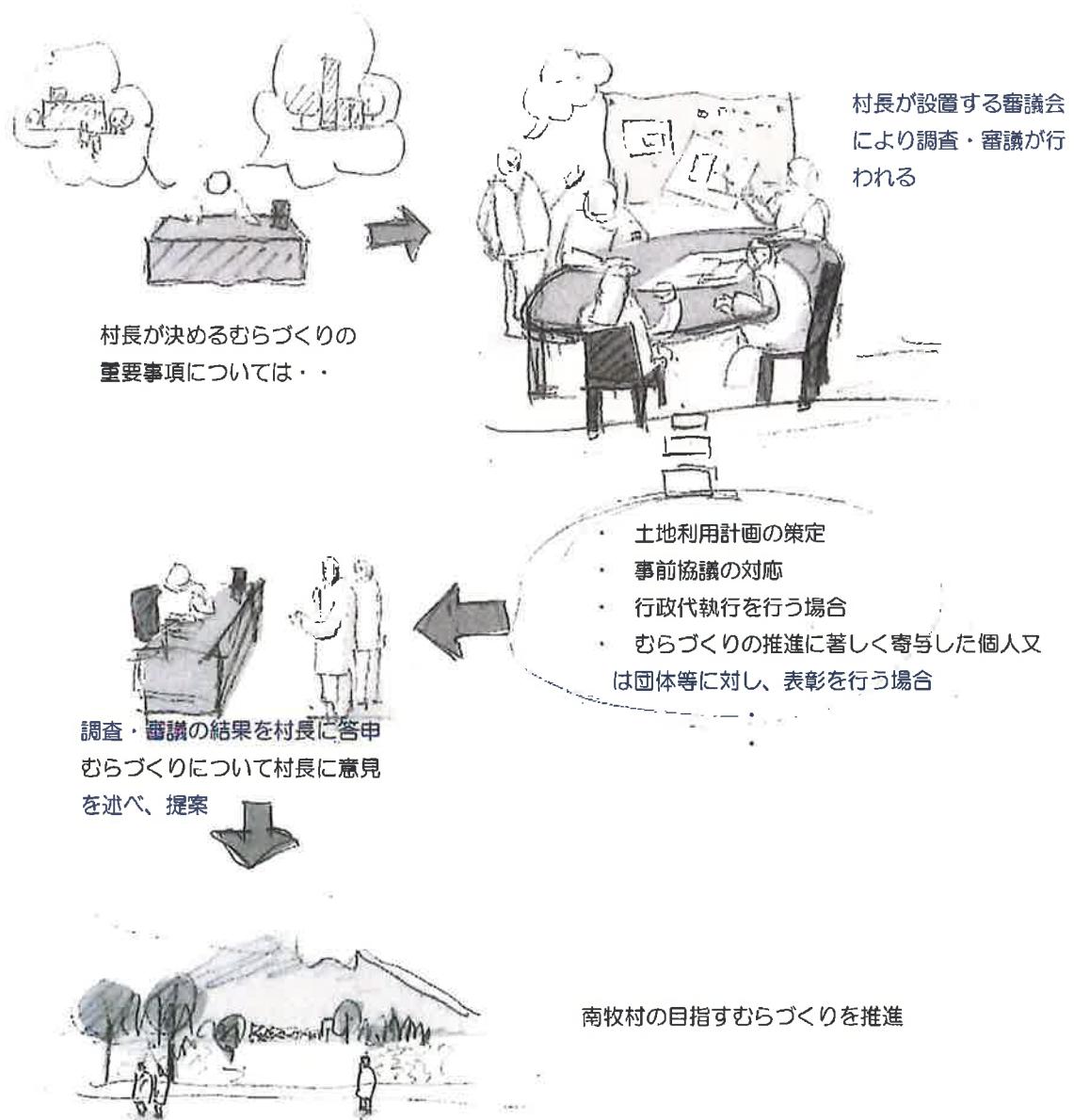
※但し、当該行為を行う前に、その内容を村に届け出るものとする。



6

むらづくり審議会

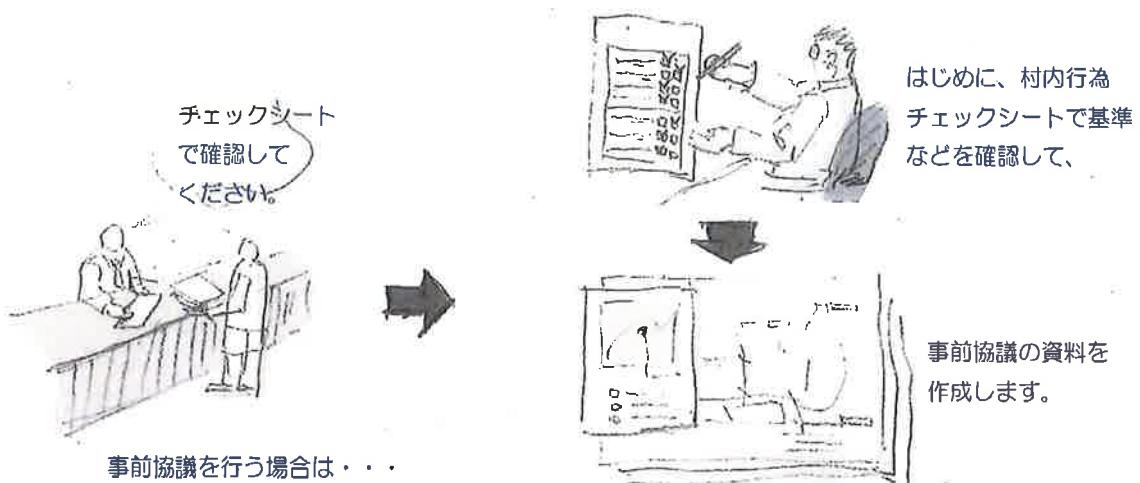
- ・ 村長は、むらづくりに関する重要事項を調査及び審議するため、南牧村むらづくり審議会（以下、審議会）を設置します。
- ・ 審議会は、村長の諮問に応じて、むらづくりに関する重要事項を調査及び審議し、村長に答申します。
- ・ 審議会は、むらづくりについて村長に意見を述べ、又は提案することができます。
- ・ 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、村長が規則で定めます。



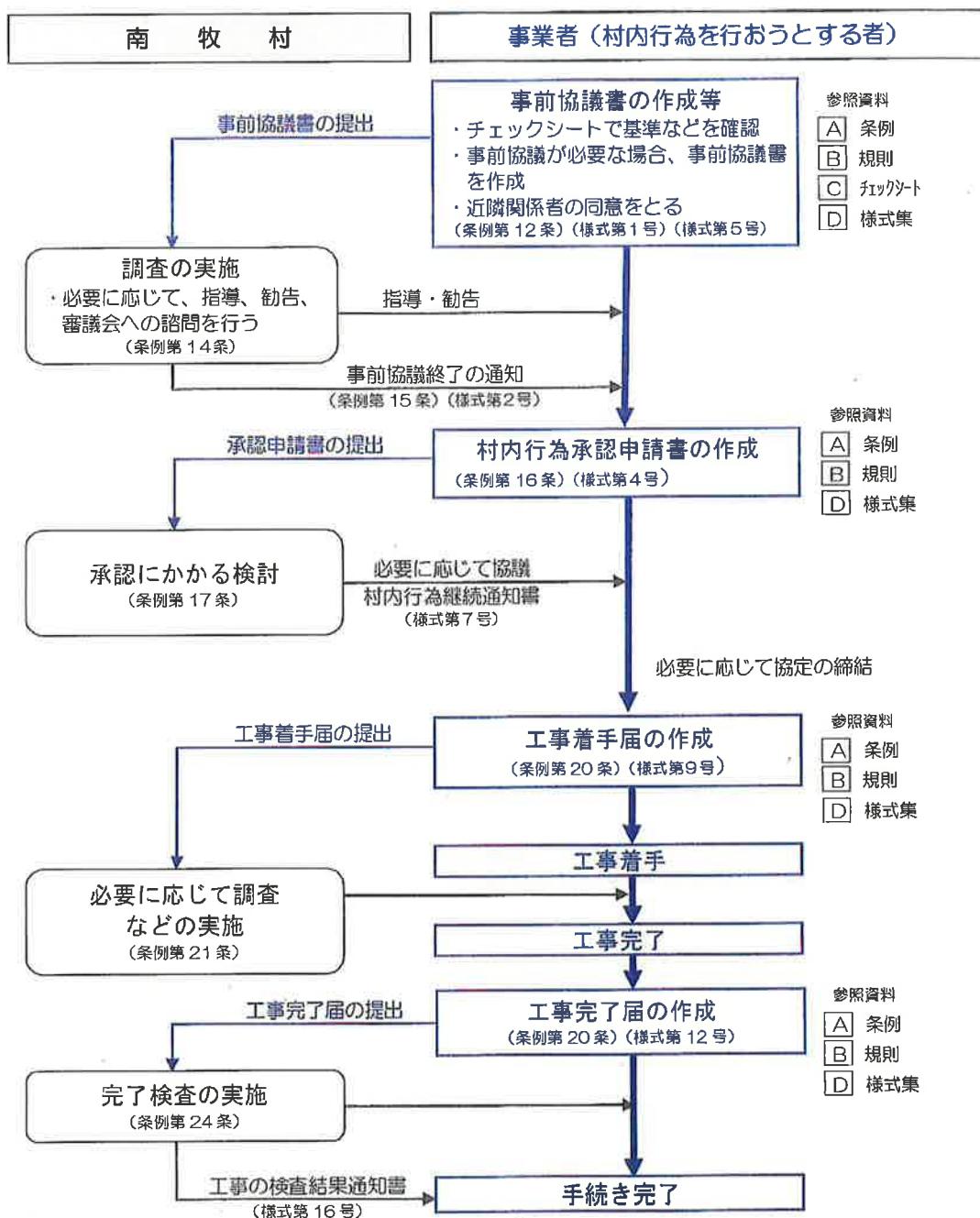
7

村内行為の手続き

- ・ 村内行為を行おうとする方は、村内行為の内容について事前協議を行ってください。
- ・ 事前協議を行う際は、手続きを円滑に進めるため、村内行為チェックシートでこれから行う村内行為の基準などを確認してください。
- ・ 村内行為チェックシートは、役場窓口にて配布しています。



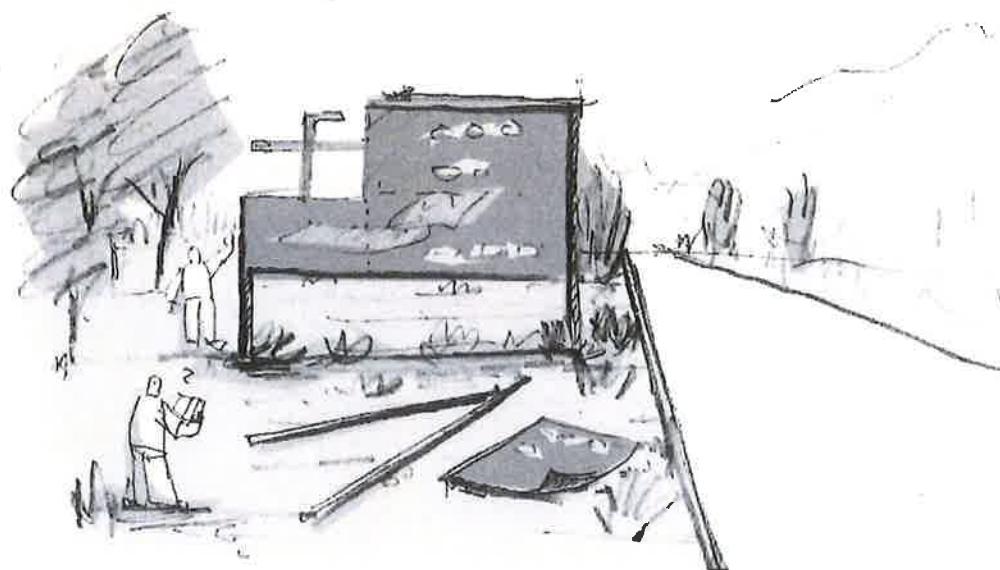
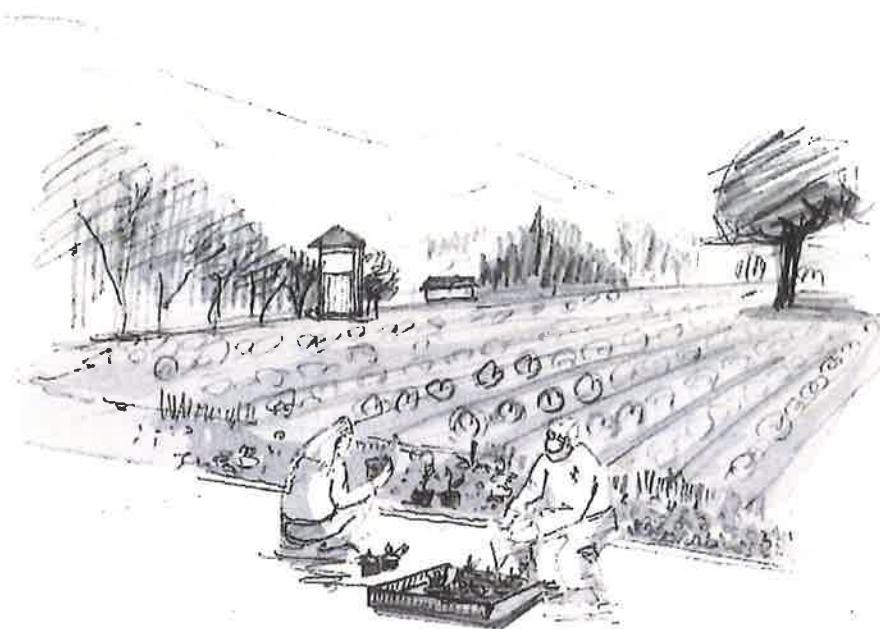
- ・ 事前協議において、村は、技術調査、内部検討を行うほか、土地利用計画上の目指すべき姿と異なる場合は、その姿へと誘導していきます。
- ・ 所定の手続きを踏まずに村内行為を行った者に対して村では、その行為の停止若しくは変更又は原状回復その他の措置をとるよう、勧告若しくは命令できます。
- ・ 措置命令を履行しない場合について、村が行政代執行を行うことができます。
- ・ 村内行為を行うために必要な手続きの流れを次頁に示しています。



8

美しいむらづくりへの支援

- 美しいむらづくりの推進に著しく寄与した個人又は団体に対する表彰を行います。
- この条例が施行される前に設置された屋外広告物を除去しようとする者などに対して助成を行います。



罰則規定

【10万円以下の罰金】

第20条第1項、第2項、第4項の規定に違反した者は、10万円以下の罰金となります。

- ・ 事業者が、着手届けを村長に提出せずに村内行為に着手した場合。
- ・ 事業者が、村内行為の完了時期の変更を行う時に、速やかに村長に届出を行わない場合。
- ・ 事業者が、2週間以上工事を中断する時に、速やかに村長に届出を行わない場合。
- ・ 事業者が、村内行為を廃止する時に、速やかに村長に届出を行わない場合。
- ・ 事業者が、村内行為完了時に、工事完了届を提出しない場合。

第22条の規定による命令に違反した者は、10万円以下の罰金となります。

- ・ 村長が行った、村内行為の停止若しくは変更又は原状回復その他必要な措置をとる旨の勧告、命令に、事業者が従わなかった場合。
- ・ 協定に違反した事業者に対して村が行った勧告、命令に、事業者が従わなかった場合。

【3万円以下の罰金】

第12条の規定に違反した者は、3万円以下の罰金となります。

- ・ 事前協議を行わなかった場合。

第21条第2項の規定に違反した者は、3万円以下の罰金となります。

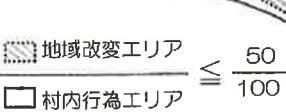
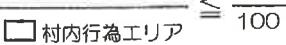
- ・ 村の調査を拒んだり、妨害した場合。

ガイドライン

- ガイドラインは、村内行為の基準すなわち、施行規則と村が推奨する推奨基準により構成されています。

大項目	中項目	小項目	
		施行規則	推奨基準
I. 土地の形質 変更等	1. 造成	① 土地造成に係わる行為(第20条 1項)	
		② 法面の安定(第20条 2項)	
			③ 法面の勾配・段数
			④ 最下段法面前面処理
			⑤ ラウンディング
		⑥ 法面の緑化修景(第20条 3項)	
	2. 大規模開発	① 現存植生の分断禁止(第20条 4項)	
		② 建築界を設ける(第20条 5項)	
		③ 造成に係わる工作物(第20条 7項)	④ 擾壁の制限
	3. 休養地	① 個人向休養地区画面積(第20条 8項)	
	4. 保護	① 樹木(第20条 9項)	
		② 鳥獣保護(第20条 10項)	
	5. 雨水排水	① 雨水及び集水区域(第20条 11項)	
II. 建築物等	1. 形態規制	① 建ぺい率(第21条 1項)	
		② 容積率(第21条 2項)	
		③ 高さ-1(第21条 3項)	④ 高さ-2(建築物より高い樹木) ⑤ ハケ岳への眺望
		⑥ 景観等への支障(第21条 4項)	
			① 壁面の位置
	2. 配置	① 色彩(第21条 5項)	
		② へい、その他しゃへい物(第21条 6項)	③ へい、その他しゃへい物の高さと素材
	3. 外部仕様		① 用途制限
	4. 建物用途		
III. 地下水開発	1. 削井	① 地下水開発規模(第22条)	
IV. 廃棄物処理	1. 廃棄物	① 廃棄物の処理(第23条)	
	2. し尿等 の処理	① 净化槽の基準(第24条)	
		② 環境に影響のある浄化槽の基準(第25条)	③ 高度処理型合併浄化槽
V. 屋外広告物	1. 屋外広告物	① 設置許可(第26条)	
			② 表示面積
			③ 色彩
			④ 照明
			⑤ 広告物の間隔及び設置位置
VI. むらづくりの推進	1. 星空景観		① 屋外照明 ② 屋内照明
	2. 景観		① 防風林 ② 植物及び建築物等

- 村内行為を行う場合は、施行規則、推奨基準の他に、関連法規の規制がかかります。

I. 土地の形質変更等		1. 造成	① 土地造成に係わる行為
施行規則 第20条 1	土地造成に係る行為について、切土及び盛土部は、最小限にとどめ、地形に順応した造成を行い、残土は、土捨場を設けて処理するものとする。		
対象地区	南牧村全域		
【解説1】 <規模> <ul style="list-style-type: none"> 村内行為区域の地形改变は、おおむね 50%以内とする。 		<p style="text-align: center;">  $\leq \frac{50}{100}$  </p>	
【解説2】 <造成> <ul style="list-style-type: none"> 極力現地形に合わせた造成を行い、計画地内で切盛土量を可能な限りバランスさせる。 村内行為区域で発生土を処理できない場合は、村と協議を行い他の土捨場を決める。 		<p style="text-align: center;">   </p>	
関連法規 <ul style="list-style-type: none"> 自然公園法 都市計画法 森林法 宅地造成等規制法 			

I. 土地の形質変更等**1. 造成****② 法面の安定****施工規則**

切土及び盛土の法面は、45°以下として、法面の安定を図るものとする。

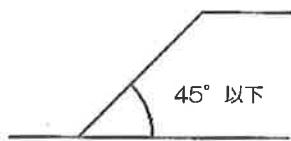
第20条
2

対象地区

南牧村全域

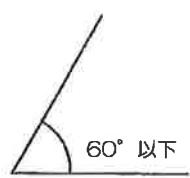
【解説1】

- ・ 切土、盛土の法面は、45°以下とする。

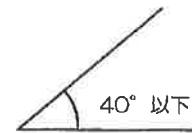
**【解説2】**

- ・ 宅地造成等規制法施行令 第6条では、土質条件により勾配の上限が定められているため、岩質によっては、この条件を遵守する。

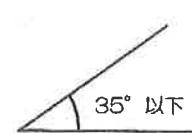
①軟石



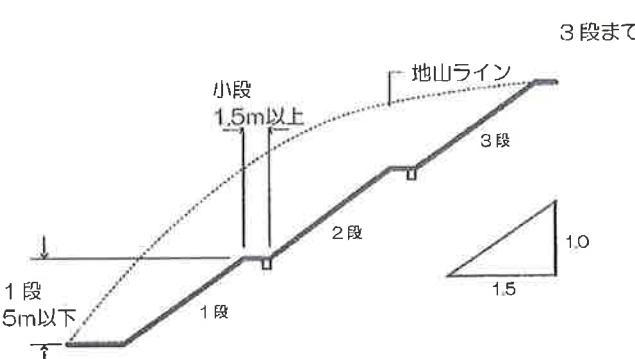
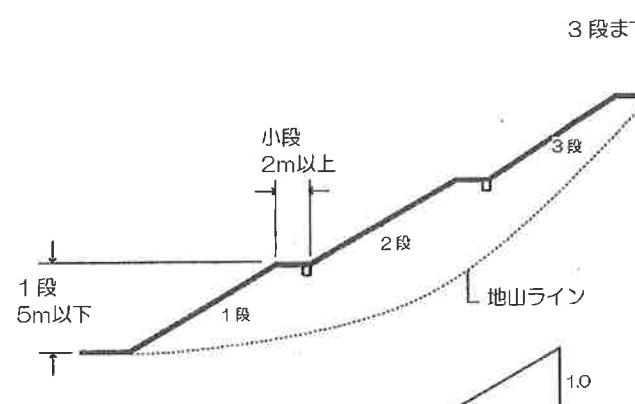
②風化の著しい岩



③砂利、真砂土、
関東ローム、
硬質粘土等

**関連法規**

- ・ 宅地造成等規制法

I. 土地の形質変更等		1. 造成	③ 法面の勾配・段数			
推奨基準	切土法面は1:1.5、及び盛土法面は1:1.8以下とし、1段の高さを5メートル以下、かつ連続3段までとし、法面の安定を図るよう努める。					
対象地区	南牧村全域					
【解説1】 <切土> <ul style="list-style-type: none"> 勾配 1:1.5以下 高さ 1段 5m以下 段数 3段以下 小段幅 1.5m以上 						
【解説2】 <盛土> <ul style="list-style-type: none"> 勾配 1:1.8以下 高さ 1段 5m以下 段数 3段以下 小段幅 2.0m以上 						
関連法規 <ul style="list-style-type: none"> 宅地造成等規制法 						

I. 土地の形質変更等

1. 造成

④ 最下段法面前面処理

推奨基準

最下段の法面及び擁壁の前面には、幅1m以上の植栽用地を確保し、高さ5m以上の高木種を1平方メートル当たり0.2本以上植栽することで緑化に努める。

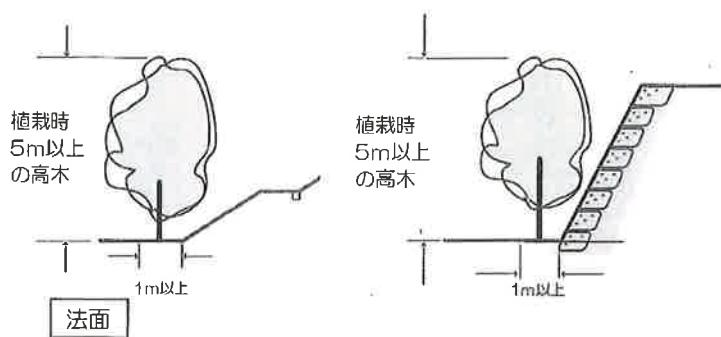
対象地区

南牧村全域

【解説1】

法面最下段及び擁壁の植栽

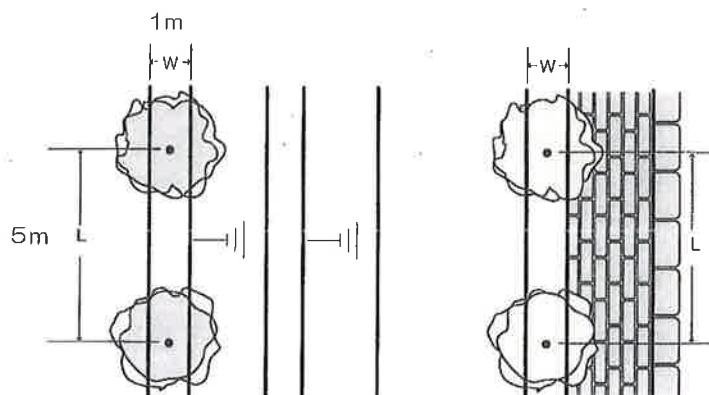
- 植栽時に樹高5m以上の高木を植栽する。



【解説2】

植栽密度 0.2本/m²以上

- 植栽帯幅(W)=1mの場合、植栽間隔(L)=5m



関連法規

- なし

I. 土地の形質変更等		1. 造成	⑤ ラウンディング
推奨基準	法面端部に水平ラウンディング及び法面頂部にショルダーラウンディング等の処理を施し、既存林との境界に高木種苗木の植栽を行うように努める。		
対象地区	南牧村全域		
【解説1】 〈水平ラウンディング〉	<p>地形の等高線に合わせて丸みづけを行う。</p>		
【解説2】 〈ショルダー ラウンディング〉	<p>法肩に丸みづけを行う。</p>		
【解説3】 〈クロス ラウンディング〉	<p>尾根を大きくラウンディングし、植栽基盤を形成する。</p>		
【解説4】 〈グレーディング ラウンディング〉	<p>法面下部の勾配を緩やかにする。</p>		
関連法規	<ul style="list-style-type: none"> なし 		

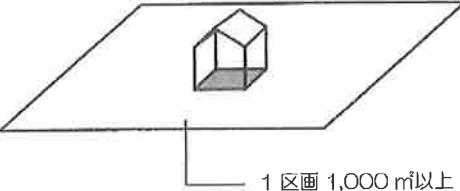
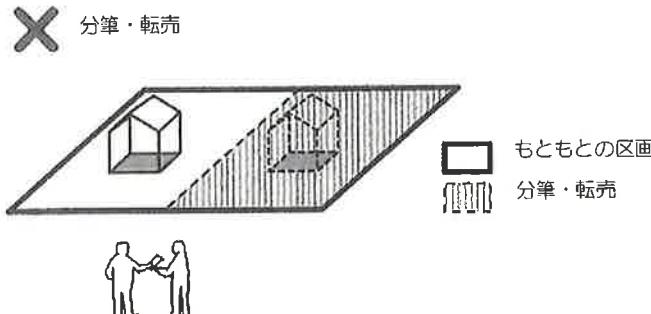
I. 土地の形質変更等		1. 造成	⑥ 法面の緑化修景
施行規則 第20条 3	法面は、張芝、筋芝、種子吹付、植生盤及びその他現地に適した工法により緑化修景しなければならない。		
対象地区 南牧村全域			
【解説1】 <張芝> ・ 切土、盛土法面に一般に使用する。 ・ 施工と同時に被覆されるので侵食されやすい土質に使用することができる。			
【解説2】 <筋芝> ・ 盛土法面に使用する。 ・ 土羽土に切芝の網状組織を挟み土羽土を安定させる。			
【解説3】 <種子吹付> ・ 切土、盛土法面に一般的に使用できる。 ・ 施工効率がよい。 ・ 低所勾配の緩いところに適している。 ・ 溝切り客土と併用できる。			
【解説4】 <植生盤> ・ 客土の効果がある。 ・ 有機質肥料が多いので肥効が長い。 ・ 硬質不良土に適している。			
関連法規 ・ 宅地造成等規制法			

I. 土地の形質変更等		2. 大規模開発	① 現存植生の分断禁止
施行規則 第20条 4	現存する植生は、極力残存させ、保護し、道路造成等に当たっては、特に留意しなければならない。		
対象地区 南牧村全域	<p>大規模開発とは、1ha以上の開発とする。</p> <p>まとまって残存している樹林に近接して道路等、帯状の施設を整備する場合の留意点は以下のとおりとする。</p>		
【解説1】 (ルート設定)	<ul style="list-style-type: none"> 連続する樹林は分断せず、外側を迂回する。 迂回が困難な場合は、できる限り大きなまとまりが残るルートを選定する。 		
【解説2】 (マント植栽)	<ul style="list-style-type: none"> やむを得ず、現存植生を壊す場合は、群落がつくれるようマント植栽を施し、林内環境の保全を図る。 自然の林では林縁部を包み込むように、クズ等の植物が茂っている。 マント植栽とはこのように、光や風を通さない植栽を人為的に行うこと。 <p>マント植栽は1株/m程度とし、地区に見られる植物を植栽する。 ・ヤマツツジ・マンサク・イヌツゲ・ヤマアジサイなど</p>		
関連法規	<ul style="list-style-type: none"> なし 		

I. 土地の形質変更等		2. 大規模開発	② 建築界を設ける
施行規則 第20条 5	村内行為の区域内における主要幹線の両側 20m、準幹線道路の両側 10mには建築界を設けて自然を保護しなければならない。		
対象地区	南牧村全域		
<p>【解説1】</p> <p>〈主要幹線道路〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 村内行為区域内を、縦断・横断若しくは循環する主要な道路。 <p>〈準幹線道路〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 村内行為区域内の幹線道路を補完する道路。 			
<p>【解説2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路両側に既存樹林を保護するために、建築界を設け緑地帯を確保する。 <p>〈主要幹線道路〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主要幹線道路は、両側 20m の建築界を設ける。 <p>〈準幹線道路〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 準幹線道路は、両側 10m の建築界を設ける。 			
<p>関連法規</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なし 			

I. 土地の形質変更等		2. 大規模開発	③ 造成に係わる工作物	
施行規則 第20条 7	造成する区域内道路の路面面積は、造成面積全体の10%以下にするものとし、擁壁工を必要とする場合は、原則として自然石による石積工又は石張工とするものとする。			
対象地区 南牧村全域				
<p>【解説1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 村内行為区域内の区域内道路は、宅地造成等を含む区域内の造成面積の10%以下とし、道路率を極力抑えるものとする。 				
$\frac{\text{路面面積}}{\text{造成面積}} \leq \frac{10}{100}$				
<p>【解説2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 造成は、擁壁の整備をなるべく避けるように計画する。 ・ 拥壁を整備する場合は、自然石を用い周辺の環境・景観に馴染むように配慮する。 				
<p>関連法規</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なし 				

I. 土地の形質変更等	2. 大規模開発	④ 擁壁の制限
推奨基準	擁壁を設置する時は、以下の基準に沿うよう努める。	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 高さ制限：高さ5m以下かつ1段まで。 ・ 勾配：1:0.5より緩い勾配。 		
対象地区	南牧村全域	
<p>【解説1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 景観への配慮のため、高さ、勾配の基準を設ける。 <p>〈高さ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高さ制限は、高さ5m以下かつ1段まで。 <p>〈勾配〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 勾配は、1:0.5より緩い勾配とする。 		
関連法規	<ul style="list-style-type: none"> ・ なし 	

I. 土地の形質変更等	3. 休養地	① 個人向休養地区画面積
施行規則 第20条 8	個人向休養地は、原則として1区画1,000m ² 以上とするものとする。	
対象地区 南牧村全域		
【解説1】 <規模> <ul style="list-style-type: none"> 個人向休養地は、1区画を1,000m²以上とする。 		 <p>1区画 1,000 m²以上</p>
【解説2】 <分筆・転売> <ul style="list-style-type: none"> 敷地の細分化を防ぐため、1区画が1,000m²以下となる、分筆した区画の転売は、禁止する。 		 <p>X 分筆・転売</p> <p>もともとの区画</p> <p>分筆・転売</p>
関連法規	<ul style="list-style-type: none"> なし 	

I. 土地の形質変更等

4. 保護

① 樹木

施行規則

第20条
9

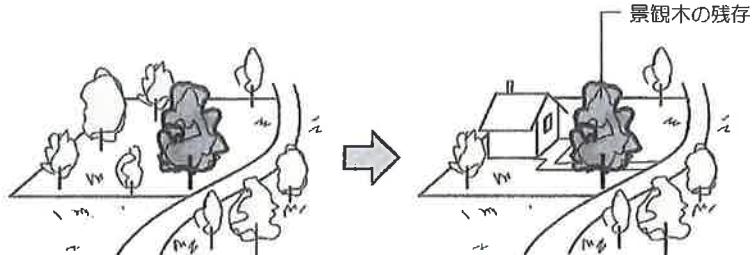
対象地区

樹木は、可能な限り残存させ、当該地域に生育している同種類の植物を積極的に植栽するものとする。

【解説1】

〈樹木の残存〉

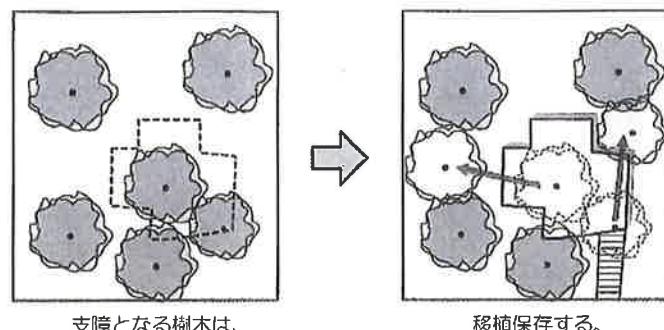
- ・ 現存する樹木のうち良好に生育し景観上好ましい効果を上げているものは、可能な限り残存させる。



【解説2】

〈敷地内移植〉

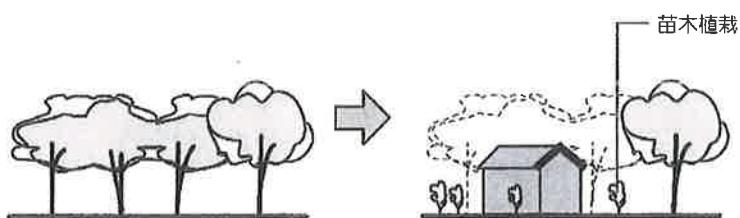
- ・ 現存樹木が、造成・建築等の支障となる場合は、良好に生育している樹木をできる限り敷地内の類似の環境に移植保存する。



【解説3】

〈苗木植栽〉

- ・ やむをえず、樹木を伐採する場合は、伐採した樹木や、敷地内に生育している樹木と同種の苗木を積極的に植栽する。

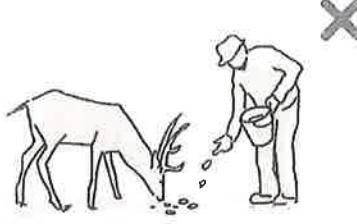
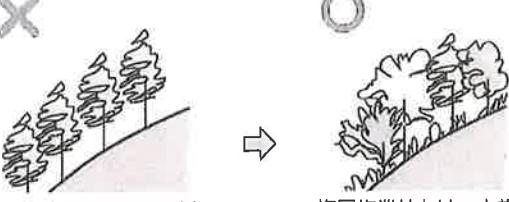
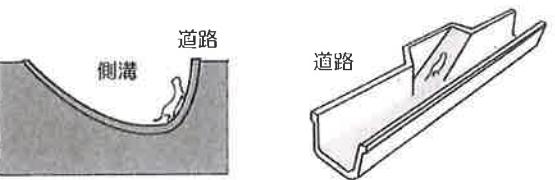
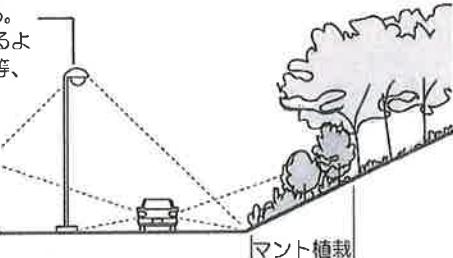


地域の生態系における貴重な樹木を積極的に植栽する。

- ・ ダケカンバ・イヌブナ・ミズナラ・クリ・シラカンバ
- ・ アカシデ・クヌギ・コナラなど

関連法規

- ・ なし

I. 土地の形質変更等	4. 保護	② 鳥獣保護
施行規則 第20条 10	鳥獣類保護のための施策を積極的に行うものとする。	
対象地区 南牧村全域		
【解説1】 <捕獲の禁止> ・ 野生生物の捕獲は、鳥獣保護法等により禁じられている。		
【解説2】 <餌付けの禁止> ・ 野生生物に餌づけを行う等、生態系を壊す行為を禁じる。		
【解説3】 <複層施業林> ・ 単一施業林は、複層施業林に可能な限り転換を行い、実り豊かな山林を造成する。		 <p>単一施業林とは、人為により単一の樹冠層を構成する森林。 複層施業林とは、人為的に複数の樹冠層を構成する森林。</p>
【解説4】 <工コ側溝> ・ 工コ側溝など、野生生物の移動に配慮した整備を行う。		 <p>a.皿形の側溝、道路側は急勾配にしてはい上がれないようにする。 b.脱出スロープのついた側溝</p>
【解説5】 <マント植栽> ・ 道路等と森林の間に、中・低木を主とするマント植栽を施し風や光（太陽光、車のライト等）が森林内に入ることを防ぐ。		 <p>設置カ所は必要最小限とする。 ・森林内に光が入りにくくするよう、中央分離帯に設置する等、配慮する。</p>
関連法規	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 	

I. 土地の形質変更等

5. 雨水排水

① 雨水及び集水区域

施行規則

第20条
11

雨水及び集水の区域は現状を変更してはならない。

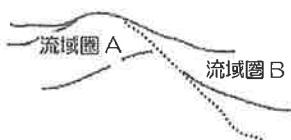
対象地区

南牧村全域

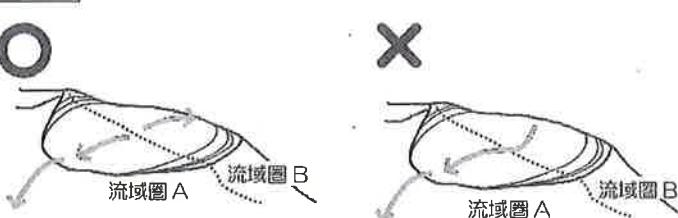
【解説1】

- ・ 雨水や集水の区域は、尾根による流域界により流域圏として分かれている。
- ・ 村内行為区域が、尾根等により二つの流域界にまたがる場合、雨水排水が造成前の流域圏を越えないように行なわなければならない。

造成前



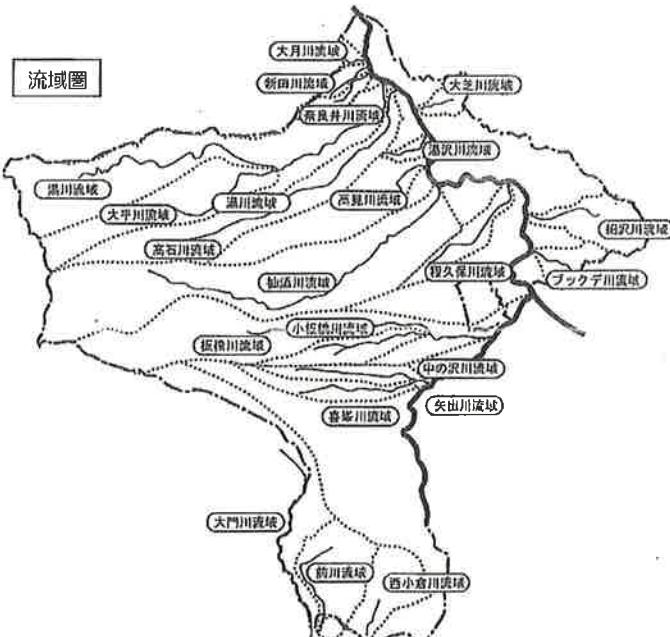
造成後



【解説2】

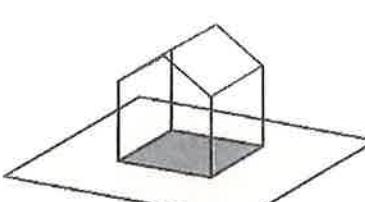
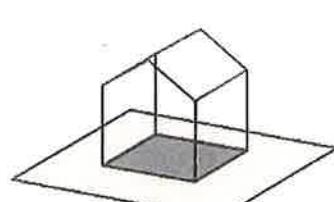
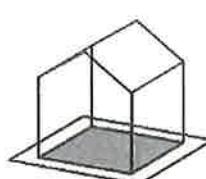
〈流域圏〉

- ・ 南牧村の区分は、以下のとおりである。
大月川流域、新田川流域、奈良井川流域、湯川流域、太平川流域、高石川流域、高見川流域、杣添川流域、板橋川流域、小板橋川流域、中の沢川流域、矢出川流域、喜峰川流域、大門川流域、前川流域、西小倉川流域、大芝川流域、程久保川流域、細沢川流域、ブックデ川流域



関連法規

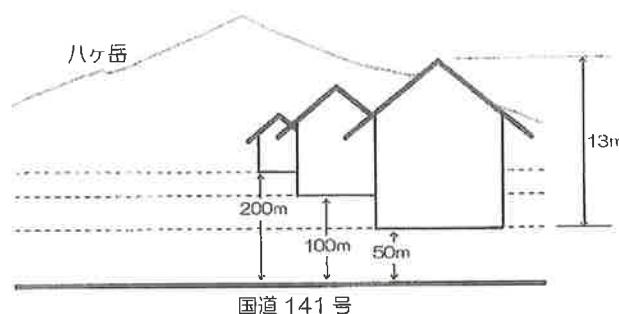
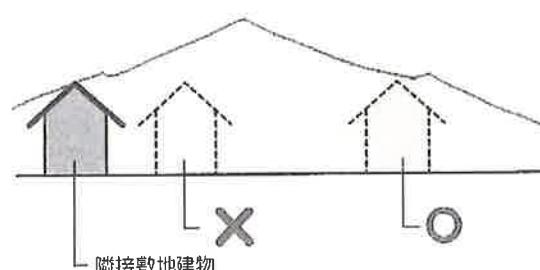
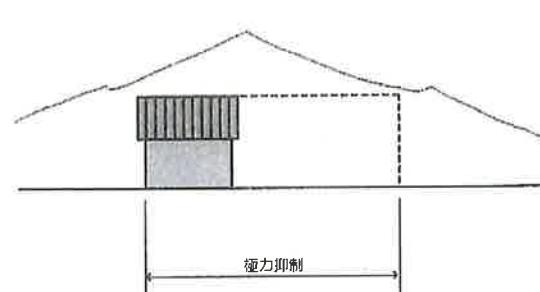
- ・ 森林法

II. 建築物等		1. 形態規制	① 建ぺい率			
施行規則 第21条 1		建築物等について、建ぺい率は、条例第10条第2項の規定による別荘地地区においては15%、野辺山原地区、国道141号沿道地区及び一般山林地区においては20%、既成集落地区においては50%を超えてはならない。				
対象地区	別荘地地区、野辺山原地区、国道141号沿道地区、一般山林地区、既成集落地区					
<p>【解説1】</p> <ul style="list-style-type: none"> 建ぺい率とは、敷地面積に対する建築面積の割合をいう。 <div style="display: flex; align-items: center;"> 建築面積 <div style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; background-color: #808080;"></div> </div> <div style="display: flex; align-items: center;"> 敷地面積 <div style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; border: 1px solid black;"></div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">  <p>別荘地地区 15%以下</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>野辺山原地区 国道141号沿道地区 一般山林地区</p> <p>} 20%以下</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>既成集落地区 50%以下</p> </div> </div>						
<p>関連法規</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築基準法 						

II. 建築物等		1. 形態規制	② 容積率
施行規則 第21条 2	建築物等について、容積率は、条例第10条第2項の規定による別荘地地区においては20%、野辺山原地区、国道141号沿道地区及び一般山林地区においては40%、既成集落地区においては80%を超えてはならない。		
対象地区	別荘地地区、野辺山原地区、国道141号沿道地区、一般山林地区、既成集落地区		
<p>【解説1】</p> <ul style="list-style-type: none"> 容積率とは、敷地面積に対する建物の延床面積の割合をいう。 			<p>延床面積 + </p> <p>敷地面積 </p>
			<p>別荘地地区 20%以下</p>
			<p>野辺山原地区 国道141号沿道地区 一般山林地区 } 40%以下</p>
			<p>既成集落地区 80%以下</p>
<p>関連法規</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築基準法 			

II. 建築物等	1. 形態規制	③ 高さ・1		
施行規則 第21条 3	建築物等については、最高部分が13mを超えないものとする。ただし、農業振興に係る施設について、村長が自然環境、生活環境及び景観を損なわないと認める場合を除く。			
対象地区	南牧村全域			
<p>【解説1】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平均地盤面から軒までの高さは、13mを超えないものとする。 煙突、アンテナは、高さの制限から除く。 平均地盤面は、地下室を除き算出する。 				
関連法規 <ul style="list-style-type: none"> 建築基準法 				

II. 建築物等		1. 形態規制	④ 高さ・2
推奨基準	<p>建築物等の最高部分は 10mを超えないように努める。</p> <p>敷地内に現存する建築物等よりも樹高の高い樹木は、保全するよう努める。</p> <p>また、建築行為を行う場合は、5年以内に建築物の高さを超えることが十分期待できる樹木を一本以上植栽するよう努める。</p>		
対象地区	南牧村全域		
【解説1】 <ul style="list-style-type: none"> 建築物等の最高部は、10mを超えないものとする。 現存する建築物等よりも樹高の高い樹木を保全する。 			
【解説2】 <ul style="list-style-type: none"> 建築物等より高い樹木が無い場合は、5年以内に建築物等を超える高さに成長する樹木を植栽する。 敷地内に建築する建築物等より高い樹木がある場合は、この限りでない。 			
関連法規		<ul style="list-style-type: none"> なし 	

II. 建築物等	1. 形態規制	⑤ ハケ岳への眺望
推奨基準	国道 141 号沿道地区西側において、建築物等の建築を行う場合、国道 141 号からのハケ岳の眺望が確保されるよう、建築物等の位置や形態に配慮するよう努める。	
対象地区	国道 141 号沿道地区（西側）	
国道 141 号から望むハケ岳の眺望は、南牧村が誇る後世に残していきたい景観である。		
【解説1】 〈セットバック〉	<ul style="list-style-type: none"> ・ ハケ岳の稜線が建築物等により隠れないよう、離隔距離の確保に努める。 ・ ハケ岳の稜線が確認できる道路からの離隔距離は、100mである。 	
【解説2】 〈棟間距離〉	<ul style="list-style-type: none"> ・ 隣接する敷地に建築物等が建築されている場合は、棟間距離をできるだけ確保する。 	
【解説3】 〈間口〉	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国道 141 号に並行となる建築物の間口は、ハケ岳の稜線が見えるように幅を抑える。 	
関連法規	<ul style="list-style-type: none"> ・ なし 	

II. 建築物等

1. 形態規制

⑥ 景観等への支障

施行規則

第21条
4

建築後に景観等に支障を生じたと村長が認めた場合、事業者は、速やかに撤去しなければならない。

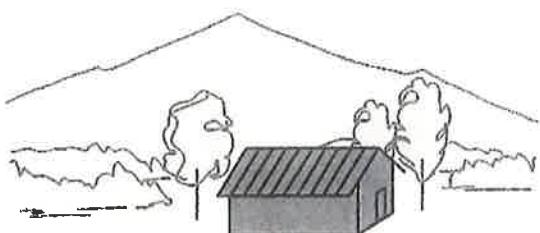
対象地区

南牧村全域

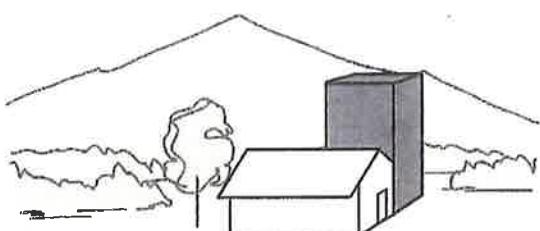
【解説1】

- 建築時には景観等に支障がなかったとしても、改修や増築を行った結果、景観に支障が生ずる場合がある。
- 村長が景観に支障が生じていると認めた場合は、支障のある部分の撤去を行う。

新築

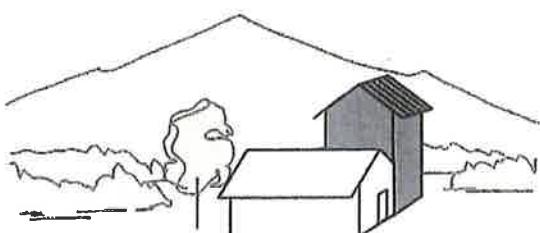


改築・増築



景観に支障が生じたと村長が認めた場合

支障のある部分を撤去又は改修



関連法規

- なし

II. 建築物等		2. 配置	① 壁面の位置															
推奨基準			建築物等について、前面道路に面する壁面（建築物等の外壁又はこれに代わる柱の面）位置は、別荘地地区においては5メートル、野辺山原地区、一般山林地区においては2メートル、国道141号沿道地区（東側）においては4メートル、国道141号沿道地区（西側）においては10メートル（ただし個人住宅、141号と建築物間に建築物を超える樹高の樹林帯がある場合は4m以上）、既成集落地区においては0.5メートルとするよう努める。															
対象地区		別荘地地区、野辺山原地区、国道141号沿道地区、一般山林地区、既成集落地区																
【解説1】																		
<p>〈地区ごとの基準〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区名称</th> <th>D</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自然環境保全地区</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>別荘地地区</td> <td>5.0m</td> </tr> <tr> <td>野辺山原地区</td> <td>2.0m</td> </tr> <tr> <td>国道141号沿道地区 (西側)</td> <td>10.0m</td> </tr> <tr> <td>国道141号沿道地区 (東側)</td> <td>4.0m</td> </tr> <tr> <td>一般山林地区</td> <td>2.0m</td> </tr> <tr> <td>既成集落地区</td> <td>0.5m</td> </tr> </tbody> </table>			地区名称	D	自然環境保全地区	—	別荘地地区	5.0m	野辺山原地区	2.0m	国道141号沿道地区 (西側)	10.0m	国道141号沿道地区 (東側)	4.0m	一般山林地区	2.0m	既成集落地区	0.5m
地区名称	D																	
自然環境保全地区	—																	
別荘地地区	5.0m																	
野辺山原地区	2.0m																	
国道141号沿道地区 (西側)	10.0m																	
国道141号沿道地区 (東側)	4.0m																	
一般山林地区	2.0m																	
既成集落地区	0.5m																	
【解説2】																		
<ul style="list-style-type: none"> 国道141号沿道地区西側において、壁面位置の規制は以下の場合4.0mとする。 <ol style="list-style-type: none"> ① 個人住宅の場合 ② 建築物等の高さを超える樹高の樹林帯が道路と建築物等の間にある場合 																		
関連法規																		
<ul style="list-style-type: none"> 建築基準法 																		

II. 建築物等

3. 外部仕様

① 色彩

施行規則
第21条
5

対象地区
南牧村全域

【解説1】

- 規制する色を具体的に示すため、色を数値で表すマンセル表色系を用いる。
- マンセル表色系は、色を三属性に分けて表記する方法である。

〈マンセル三属性〉

三属性*	表現する内容	例
色相	色味	赤 黄赤 黄 黄緑 緑 青緑 青 青紫 紫 赤紫
明度	明るさ	明るい 暗い
彩度	あざやかさ	けばけばしい 落着いている

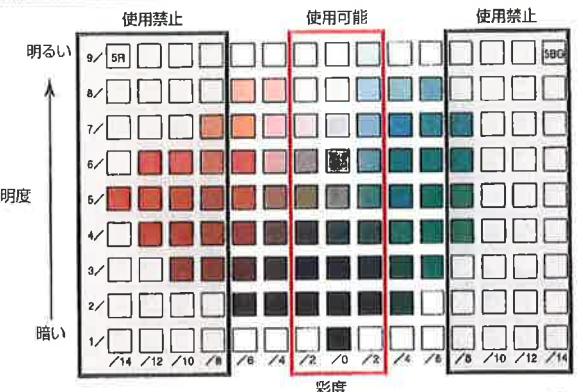
〈マンセル色相環〉



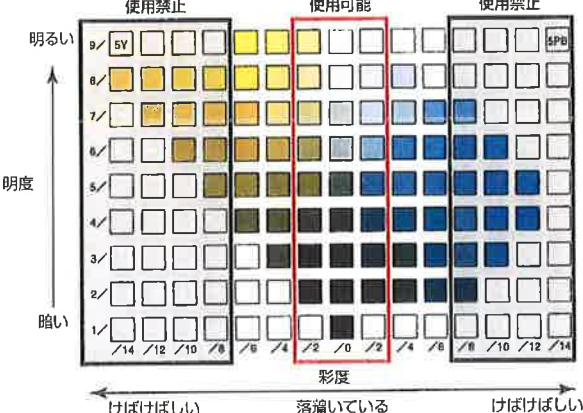
【解説2】

- 落着いた色彩を基調とし、周辺の景観と調和した色彩とする。
- 自然の樹木の緑に相当する彩度「6」以下を目指す。
- 建築物等の外観は、自然素材等の素材色を除き、彩度「2」以下とする。
- ただし、アクセント的に使用する場合は、彩度「6」まで使用できる。

〈赤・緑の場合〉



〈黄・青の場合〉



関連法規

- なし

II. 建築物等	3. 外部仕様	② へい、その他しゃへい物
施行規則 第21条 6	へい、その他しゃへい物については、出来る限り設置を避けるものとする。やむを得ず設置する場合は、村内に生育する植物による生垣、又は高さ1.2m以下のものとする。	
対象地区	南牧村全域	
<p>【解説1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ へい、その他しゃへい物は、出来る限り設置を避ける。 ・ 村内に生育する植物による生垣の場合、高さの制限は無い。 ・ 石垣、フェンス、板へい等の工作物により、へい、その他しゃへい物を設置する場合、高さ1.2m以下とする。 		
<p>関連法規</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なし 		

II. 建築物等	3. 外部仕様	③ へい、その他しゃへい物の高さと素材																		
推奨基準	別荘地地区、国道 141 号沿道地区、野辺山原地区における前面道路に面して設置する、へい、その他しゃへい物の高さは、0.7m以下となるよう努める。																			
対象地区	別荘地地区、国道 141 号沿道地区、野辺山原地区																			
<p>【解説1】</p> <p>〈高さ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 沿道景観を分断するへい、その他しゃへい物を低くすることで、広々とした景観を作り出す。 ・ へい、その他しゃへい物の高さは、0.7m以下とする。 																				
<p>【解説2】</p> <p>〈素材〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ へい、その他しゃへい物を設置する場合は、生垣、板塀、自然石などの自然素材を用いる。 ・ フェンス、ブロック塀単体の使用はさけ、生垣・ツル植物等と組み合わせて用いる。 		<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> ○ × </div> <p>・ 自然素材を推奨</p> <table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">生垣</td> <td style="text-align: center;">フェンス+生垣</td> <td style="text-align: center;">フェンス</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>・ 人工素材は自然素材を組合せる・人工素材だけは避けることを推奨</p> <table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">板塀</td> <td style="text-align: center;">板へい+生垣</td> <td style="text-align: center;">ブロック積</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">石積</td> <td style="text-align: center;">ブロック+生垣</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	生垣	フェンス+生垣	フェンス				板塀	板へい+生垣	ブロック積				石積	ブロック+生垣				
生垣	フェンス+生垣	フェンス																		
板塀	板へい+生垣	ブロック積																		
石積	ブロック+生垣																			
<p>関連法規</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なし 																				

II. 建築物等		4. 建物用途	① 用途制限			
推奨基準		次に掲げる用途の建築物の建築を避けるよう努める。 ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項から第10項までに該当する営業の用に供するもの。				
対象地区		南牧村全域				
【解説1】						
<ul style="list-style-type: none"> 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項から第10項までを以下に示す。 						
6項	<p>この法律において「店舗型性風俗特殊営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 浴場業（公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条第1項に規定する公衆浴場を業として経営することをいう。）の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供する営業 個室を設け、当該個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業（前号に該当する営業を除く。） 専ら、性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行その他の善良の風俗又は少年の健全な育成に与える影響が著しい興行の用に供する興行場（興行場法（昭和23年法律第137号）第1条第1項に規定するものをいう。）として政令で定めるものを経営する営業 専ら異性を同伴する客の宿泊（休憩を含む。以下この条において同じ。）の用に供する政令で定める施設（政令で定める構造又は設備を有する個室を設けるものに限る。）を設け、当該施設を当該宿泊に利用させる営業 店舗を設けて、専ら、性的好奇心をそそる写真、ビデオテープその他の物品で政令で定めるものを販売し、又は貸し付ける営業 前各号に掲げるもののほか、店舗を設けて営む性風俗に関する営業で、善良の風俗、清浄な風俗環境又は少年の健全な育成に与える影響が著しい営業として政令で定めるもの 					
7項	<p>この法律において「無店舗型性風俗特殊営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 人の住居又は人の宿泊の用に供する施設において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むものの 電話その他の国家公安委員会規則で定める方法による客の依頼を受けて、専ら、前項第5号の政令で定める物品を販売し、又は貸し付ける営業で、当該物品を配達し、又は配達させることにより営むもの 					
8項	<p>この法律において「映像送信型性風俗特殊営業」とは、専ら、性的好奇心をそそるため性的な行為を表す場面又は衣服を脱いだ人の姿態の映像を見せる営業で、電気通信設備を用いてその客に当該映像を伝達すること（放送又は有線放送に該当するものを除く。）により営むものをいう。</p>					
9項	<p>この法律において「店舗型電話異性紹介営業」とは、店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。次項において同じ。）を希望する者に対し、会話（伝言のやり取りを含むものとし、音声によるものに限る。以下同じ。）の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申込みを電気通信設備を用いて当該店舗内に立ち入らせた他の一方の者に取り次ぐことによって営むもの（その一方の者が当該営業に従事する者である場合におけるものを含む。）をいう。</p>					
10項	<p>この法律において「無店舗型電話異性紹介営業」とは、専ら、面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際を希望する者に対し、会話の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申込みを電気通信設備を用いて他の一方の者に取り次ぐことによって営むもの（その一方の者が当該営業に従事する者である場合におけるものを含むものとし、前項に該当するものを除く。）をいう。</p>					
関連法規						
<ul style="list-style-type: none"> 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 						

III. 地下水開発		1. 削井	① 地下水開発規模
施行規則 第22条		地下水を開発する場合は、地域住民の農業用水及び飲用水の資源保護を図るために、別表第2に掲げる基準によらなければならない。	
		地下水の取水施設を設置しようとする者は、様式第1号に、次に掲げる事項を記載した文書を添付して村長と協議しなければならない。	
(1)設置者の氏名及び住所（法人は、その名称及び代表者、主たる事務所の所在地） (2)設置場所及び付近の見取図 (3)取水の方法 (4)取水の目的及び1日あたりの最大使用量 (5)排水の処理方法 (6)取水の開始予定年月日			
対象地区	南牧村全域		
<p>【解説1】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地下水開発の為の造成は、原則として3ha以上でなければならない。 削井の位置は、既存の深さ50m以上の井戸及び河川等の水源地付近より300m以上離れた位置とする。 削井後は、電気検層を行い、ケーシング径、ストレーナーの形状及び位置、揚水ポンプの性能、付近湧水からの集水防止策について、村長と協議してから揚水を行う。 			
<p>【解説2】</p> <ul style="list-style-type: none"> 湧水は、あらかじめ村長に届出て許可を得たものでなければ使用してはならない。 村長は、使用許可にあたり、事前に関係する水利権者の同意を書面によって求めなければならない。 		<pre> graph TD A[湧水利用者] -- 届出 --> B[村長] B -- 水利権 --> C(住民) B -- 書面による同意 --> C </pre>	
関連法規		<ul style="list-style-type: none"> なし 	

IV. 廃棄物処理		1. 廃棄物	① 廃棄物の処理								
施行規則 第23条	廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）第6条の規定により作成された南牧村一般廃棄物処理計画に基づき行うものとする。										
対象地区	南牧村全域										
【解説1】 〈分別の区分〉 ・ごみの種類ごとの分別の区分は右表のとおり。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>分別の区分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可燃ごみ</td><td>紙くず、汚れた新聞紙、紙おむつ等</td></tr> <tr> <td>不燃・資源ごみ</td><td>缶、びん、ペットボトル、金属くず等</td></tr> <tr> <td>粗大ごみ</td><td>家電製品、タンス、衣類等</td></tr> </tbody> </table>			種類	分別の区分	可燃ごみ	紙くず、汚れた新聞紙、紙おむつ等	不燃・資源ごみ	缶、びん、ペットボトル、金属くず等	粗大ごみ	家電製品、タンス、衣類等
種類	分別の区分										
可燃ごみ	紙くず、汚れた新聞紙、紙おむつ等										
不燃・資源ごみ	缶、びん、ペットボトル、金属くず等										
粗大ごみ	家電製品、タンス、衣類等										
【解説2】 〈収集・処分の方法〉 ・ごみの収集は、村が業者委託し行う。 ただし、大規模開発別荘地については、開発事業者から委託を受けた許可業者が行う。 ・ごみの処理について処分方法を定めている。	<ul style="list-style-type: none"> 最終処分地 　南牧村大字平沢字矢出8番5、8番6 可燃ごみ（家庭用） 　川上村と共同設置の焼却炉で処分。 可燃ごみ（事業系） 　業者委託により焼却処分。 不燃・資源ごみ 　不燃物については村の最終処分場に埋立て。 　資源ごみについてはそれぞれ業者委託により再生処理。 粗大ごみ 　業者委託により処分。 										
【解説3】 〈再生利用〉 ・一般廃棄物の内、再生利用されることが確実であるものを指定している。	<ul style="list-style-type: none"> 古紙：新聞紙、折込広告、ダンボール、雑誌、紙パック、雑紙 缶類：スチール缶、アルミ缶 びん類：無色びん、茶色びん、その他色びん ペットボトル 白色トレー（発泡スチロールを含む） その他プラスチック 鉄くず：缶類以外の鉄くず 古纖維：古布 										
【解説4】 〈し尿・汚泥の処理〉 ・し尿・汚泥の処理は、南佐久環境衛生組合のし尿処理施設で行う。	<ul style="list-style-type: none"> し尿処理施設の所在地 　南佐久郡小海町大字豊里2,535番地 										
関連法規	<ul style="list-style-type: none"> 南牧村一般廃棄物処理計画 										

IV. 廃棄物処理

2. し尿等の処理

① 処理槽の基準

施行規則

第24条

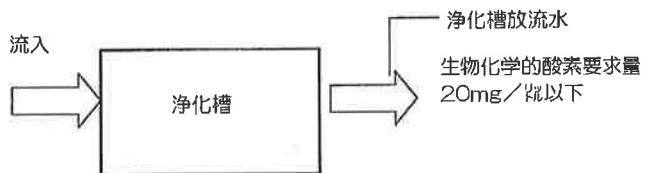
- (1) 下水道等整備地区（以下「整備地区」という。）のし尿及び雑排水は、下水道等により処理し、整備地区以外の地区については、合併処理浄化槽（以下「処理槽」という。）により処理、又は事業者が処理場を設置しなければならない。ただし、整備地区以外の地区において止むを得ない事情があると村長が認めた場合は、し尿は汲み取り方式、雑排水は簡易ろ過槽により処理し、ろ過水は村内行為の区域内（宅地造成の場合は各区画内）で処理するものとする。
- (2) 整備地区において、村内行為により、下水道等の処理能力を超え、処理場等の新設又は改良が必要となる場合、事業者は、その費用について村長と協議の上、負担しなければならない。
- (3) 処理槽で処理した後の水（以下「処理槽放流水」という。）の水質は、生物化学的酸素要求量 $20\text{mg}/\text{dm}^3$ 以下としなければならない。
- (4) 処理槽放流水は、これにより環境衛生上の支障を及ぼさない河川等に放流することとし、放流先がないと村長が認めた場合は、地下浸透により村内行為の区域内（宅地造成の場合は各区画内）で処理しなければならない。
- (5) 処理槽の維持管理及び水質検査については、処理槽設置者が、処理槽法（昭和58年5月18日法律第43号）の規定に基づき責任を持って行うほか、管理日誌を具備しなければならない。
- (6) 処理槽放流水により紛争及び被害が発生した場合は、処理槽設置者及び事業者の責任において解決にあたらなければならない。

対象地区

南牧村全域

【解説1】

- ・ 処理槽放流水の水質は、生物化学的酸素要求量 $20\text{mg}/\text{dm}^3$ 以下とする。
- ・ 処理槽放流水の放流先がないと村長が認めた場合は、地下浸透により、村内行為区域内で処理を行う。



関連法規

- ・ 処理槽法

IV. 廃棄物処理		2. し尿等の処理	② 環境に影響のある 浄化槽の基準
施行規則 第25条	<p>環境への影響が著しいと村長が認めた村内行為における浄化槽の基準については、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 浄化槽の人槽は 7 人槽以上とし、かつ、村長と協議し、使用を認められたものでなければならない。</p> <p>(2) 浄化槽放流水の水質は、生物化学的酸素要求量 10mg／㍑以下、全窒素 20mg／㍑以下としなければならない。</p> <p>(3) 浄化槽放流水の放流方法は、前条第 4 号の規定によるものとする。</p> <p>(4) 浄化槽の維持管理及び水質検査については、前条第 5 号の規定によるものとし、水質検査にあたっては、年 2 回実施し、その結果を速やかに書面により村長に報告するものとする。</p> <p>(5) 浄化槽放流水により紛争、被害が発生した場合は、前条第 6 号の規定によるものとする。</p>		
対象地区	南牧村全域		
<p>【解説1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 浄化槽の人槽は 7 人槽以上とし、かつ、村長と協議し、使用を認められたものでなければならない。 ・ 浄化槽放流水の水質は、生物化学的酸素要求量 10mg／㍑以下、全窒素 20mg／㍑以下としなければならない。 			<p>流入</p> <p>浄化槽</p> <p>浄化槽放流</p> <p>生物化学的酸素要求量 10mg／㍑以下 全窒素 20mg／㍑以下</p>
<p>関連法規</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 浄化槽法 			

IV. 廃棄物処理

2. し尿等の処理

③ 高度処理型合併浄化槽

推奨基準

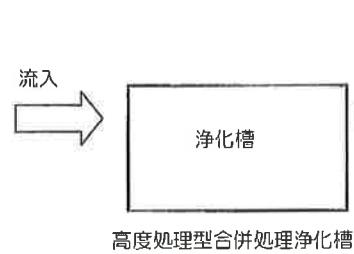
維持管理の行い易さを考慮しながら高度処理型合併浄化槽を採用するよう努める。

対象地区

南牧村全域

【解説1】

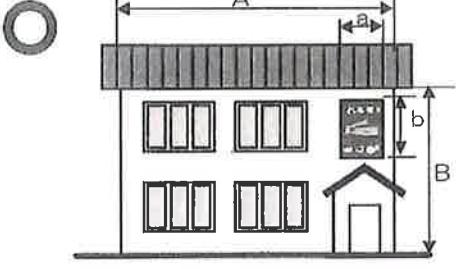
- 通常の合併処理浄化槽は、有機物の除去に主眼をおいているため、窒素・リンは、十分に除去できません。
- 高度処理型合併処理浄化槽とは、窒素又はリンの除去能力を有する合併処理浄化槽のことです。
- 高度処理型合併処理浄化槽は、生活排水による富栄養化防止に効果的です。

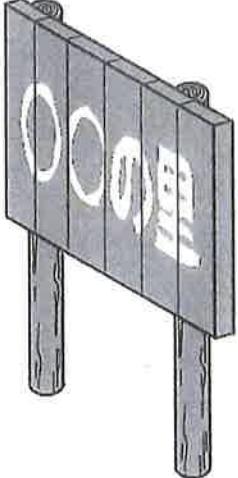
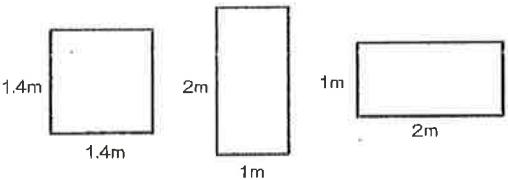


- 高度処理型合併処理浄化槽
- 生物化学的酸素要求量 : 10mg/l以下
 - 浮遊物質量 : 10mg/l以下
 - 全窒素量(T-N) : 10mg/l以下
 - 全リン量(T-P) : 1mg/l以下

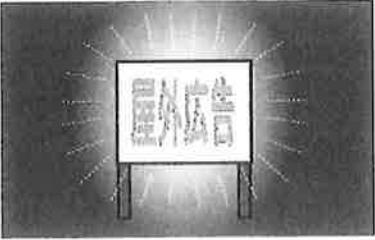
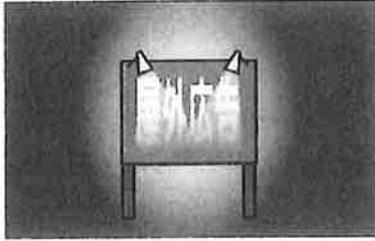
関連法規

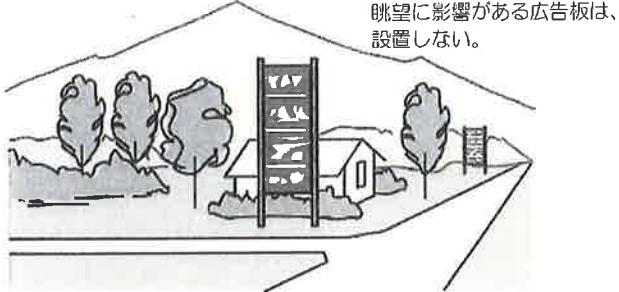
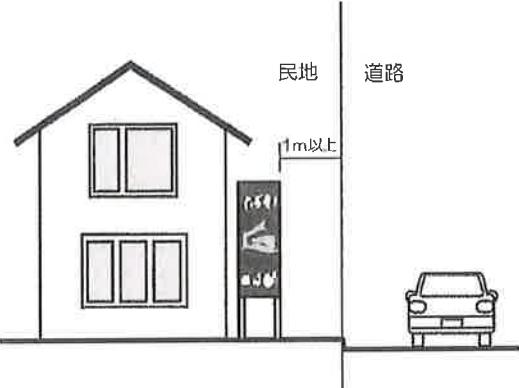
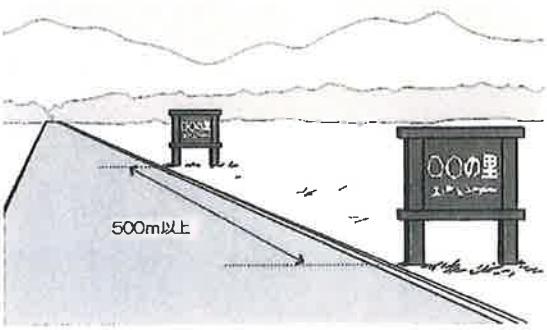
- 浄化槽法

V. 屋外広告物	1. 屋外広告物	① 設置許可
施行規則 第26条	村長は、屋外広告物について、むらづくりの推進に支障がないと認めるものに限り設置を認めるものとする。	
対象地区	南牧村全域	
<p>【解説1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 村長は、ガイドラインの推奨基準と長野県屋外広告物条例における許可基準を参考にして、設置許可の判断を行う。 <p>【解説2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長野県屋外広告物条例では、建築物を利用した広告物と、地上に設置する広告物の基準を設けている。 		
 <p>屋根等に屋外広告物を設けない。</p>  <p>壁面広告物は、表示面積の合計が、 壁面の面積の $1/10$ 以下とする。</p> $\frac{ab}{AB} \leq \frac{1}{10}$		
 <p>建築物からの袖看板は、設けない。</p>  <p>敷地内の屋外広告物の表示面積は、 10 m²以下。 高さは3m以下とする。</p>		
<p>関連法規</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 屋外広告物法 ・ 長野県屋外広告物条例 		

V. 屋外広告物		1. 屋外広告物	② 表示面積
推奨基準	屋外広告物の表示面積は2平方メートル以下とするよう努める。		
対象地区	南牧村全域		
【解説1】 • 表示面積		 片面表示面積 2.0 m ² 以下 (表裏表示の場合は、片面 2.0 m ² ずつ)	
【解説2】 • 表示面積パターン例		<p style="text-align: center;">表示面積パターン</p> 	
関連法規 <ul style="list-style-type: none"> • 屋外広告物法 • 長野県屋外広告物条例 			

V. 屋外広告物	1. 屋外広告物	③ 色彩		
推奨基準	屋外広告物は、無彩色に近い色や自然に溶け込む落ち着いた色を採用するよう努める。			
対象地区	南牧村全域			
<p>【解説1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観と調和した色彩とする。 ・ 表面に着色していない、自然素材等の素材色を除き、彩度「6」以下とする。 				
<p>〈赤・緑の場合〉</p>				
<p>【参考事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福島県耶麻郡北塩原村の桧原湖と五色沼の間を通る国道459号沿いに立地するガソリンスタンドやコンビニエンスストアでは、建築物と屋外広告物に用いる色彩の彩度を低く抑え、磐梯朝日国立公園の自然に溶け込む落ち着いた色使いを採用している。 				
<p>関連法規</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なし 				

V. 屋外広告物	1. 屋外広告物	④ 照明
推奨基準	屋外広告物の照明は内部照明、装飾照明、上向き照明を使用しないよう努める。また、公的屋外広告物を除き 21 時以降から明朝 6 時まで消灯するよう努める。	
対象地区	南牧村全域	
<p>【解説 1】</p> <p>〈内部照明〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 屋外広告物の本体が光る 内部照明は使用しない。 <p>〈電飾照明〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ネオン管等の電飾照明を 使用しない。 ・ 広告物等の照明は、点滅 しない。 ・ 回転灯を使用しない。 ・ 蛍光、発光又は反射を伴 う塗装又は材料を使用しな い。 <p>〈間接照明〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 間接照明は、下から上へ 照らすものは、使用しない。 		 内部照明看板 
<p>【解説 2】</p> <p>〈照明時間〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公的屋外広告物を除き 21 時以降から明朝 6 時まで消 灯する。 		 間接下向き照明看板 
関連法規	<ul style="list-style-type: none"> ・ なし 	

V. 屋外広告物		1. 屋外広告物	⑤ 広告物の間隔及び設置位置
推奨基準	<p>広告板、広告塔等の屋外広告物は、主要眺望地点からの眺望に配慮するよう努める。</p> <p>屋外広告物の道路後退距離は、1m以上とするよう努める。</p> <p>同一申請者による複数の屋外広告物は、表示内容が異なる場合であっても 500m以上離すよう努める。</p>		
対象地区	南牧村全域		
【解説1】 〈眺望〉	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告板、広告塔等は、主要眺望地点からの眺望に影響ないように設置する。 		
【解説2】 〈道路後退距離〉	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋外広告物の道路からの後退距離は、1m以上とする。 		
【解説3】 〈間隔〉	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同一申請者による複数の屋外広告物は、表示内容が異なる場合であっても 500m以上離す。 		
関連法規	<ul style="list-style-type: none"> ・ なし 		

VII. むらづくりの推進

1. 星空景観

① 屋外照明

推奨基準

屋外照明は、水平以上に光がもれない設計の照明器具を使用するよう努める。
屋外での投光機（サーチライト、スポットライト、レーザー等）は使用しないよう努める。

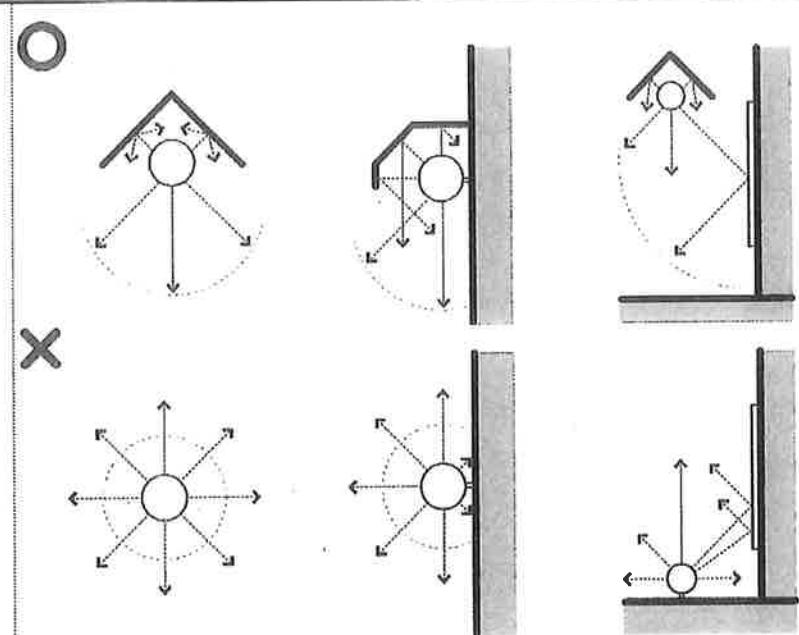
対象地区

南牧村全域

【解説1】

〈光がもれない灯具〉

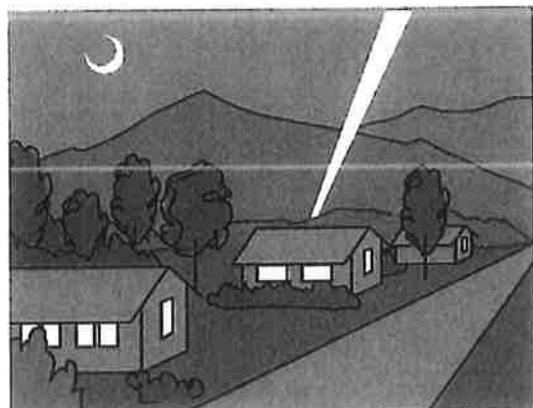
- 人工光による星空景観への影響を抑えるために、光源の水平以上に光がもれない照明器具を使用する。



【解説2】

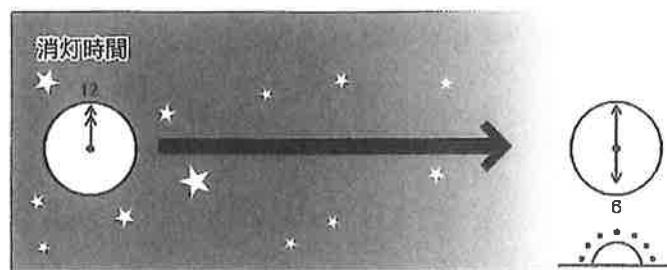
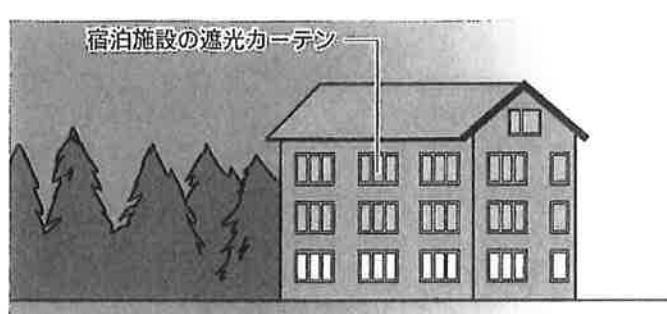
〈投光機の禁止〉

- 夜の景観をみだすサーチライト、スポットライト、レーザー等、対象物を定めず広範囲に照射する照明は、使用しない。



関連法規

- なし

VII. むらづくりの推進	1. 星空景観	② 屋内照明
推奨基準	<p>商業用照明は、営業時間以外及び原則 24 時以降から明朝 6 時の間は消灯するよう努める。</p> <p>宿泊施設の2階以上においては、遮光カーテンなど外に光がもれないよう対応するよう努める。</p>	
対象地区	南牧村全域	
<p>【解説1】 <消灯時間></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 商業用照明は、営業時間以外及び原則 24 時以降から明朝 6 時の間は消灯する。 		
<p>【解説2】 <遮光カーテン></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊施設の2階以上においては、遮光カーテンなど外に光がもれないよう対応する。 		
関連法規 <ul style="list-style-type: none"> ・ なし 		

VII. むらづくりの推進

2. 景観

① 防風林

推奨基準

南牧村特有の景観要素である流れ（水路）と一対となっている帯状の林（一部保安林）は、積極的に保全するよう努める。

対象地区

南牧村全域

【解説1】

- 防風林の中でも、水路と一緒にあって帯状の林を形成するものは、ハケ岳南山麓固有の景観である。
- 水路は、ハケ岳が噴火した際に堆積した火山礫の下を通り、筑波大学演習林（標高 1,400m）の辺りから地上に湧き出てきた水の流れである。
- この天然の暗渠排水に沿って、自然の樹林が形成されたのが、防風林である。
- 現在の南牧村の高原野菜畑の景観は、こうした自然の営みと人の営みの結果、作り出されたものである。
- 現在、自然の営みと人の営みのバランスがとれている景観を、後世に残すために、積極的な保全を図る。

<水文・植生河川重ね図>



<航空写真>



関連法規

- なし

VI. むらづくりの推進		2. 景観	② 植物及び建築物等
推奨基準	南牧村を特徴づける自然環境や景観要素である植物や建築物等の保存、保全を図るよう努める。		
対象地区	南牧村全域		
【解説1】 〈高山植生〉 ・ 南牧村の高地においては、ハケ岳、男山、飯盛山と3つの異なる植生を有しており、これら固有の植物が生育する自然環境を保全していく。	 <p>高山植物</p>  <p>ヤマナシノキ</p>		
【解説2】 〈サイロ・納屋〉 ・ 南牧村ののどかな農村景観に映えるサイロや納屋など建築物等の積極的な保存を図る。	 <p>納屋</p>  <p>サイロ</p>		
関連法規 ・ なし			